

平成24年度 第三者評価

自己点検・評価報告書

平成24年6月

学校法人 佑愛学園
愛知医療学院短期大学

はじめに

この自己点検・評価をまとめる作業の中で、これまで以上に教育というものの深さと、直接携わっている者としての大きな責任、を痛切に感じた。今回、初めて第三者評価を受けるわけだが、前もって予備的に平成 22 年に自己点検・評価を自主的に行い冊子にまとめたものがある。平成 24 年度版に取り組む中でこれを読み返してみると、各々のテーマについてはそれなりに答えてはいるものの、背景となる短期大学教育に対する深い思慮、短期大学として社会に望まれる姿、そして本学がそれにどこまで応えているか、などの点で全く物足りないものであった。今回は、次の事柄に視点をおいて自己点検し評価した。すなわち、私学のほとんどを占める短期大学では、社会に求められる学生を大学と同等のレベルで世に送り出すために、短期間のうちでの教育の「質の保証」をしなければならない。そのためには「学習の成果」が得やすい環境を常に学生に与え続けなければならない。「学習の成果」には、専門的知識や技量は無論のこと、短期大学卒業生としての大人の社会人的素養を獲得することが含まれる。とくに、リハビリテーションに特化した医療系短期大学である本学の卒業生は、職業として必ず患者さんと直接向き合うことが求められる。近年の患者さんの性格は多種多様であり、教育の中で習得したスキルを適切に効率よく生かせるかどうかは、コミュニケーション能力にかかっているといっても過言ではない。

3 年という短い期間の中でこれらの「学習の成果」が得られるよう、短期大学は的確なカリキュラムを作成しなければならないと痛感した。その意味で、PDCA サイクルに則って、カリキュラムを始めあらゆるものを点検・評価・改善するという姿勢を持ち続ける必要がある。短期大学を構成する全教職員がこの姿勢を共有し、近年の学生を指導することの難しさに懊悩しながらも、自己能力開発を目指す絶え間のない努力が必要と感じる。それこそが、学生に対する優しさや思いやりであり、そして教育的指導であろう。

平成 24 年 6 月

愛知医療学院短期大学
学長 舟橋 啓臣

目 次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価報告書の概要	20
3. 自己点検・評価の組織と活動	22
4. 提出資料・備付資料一覧	25
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	31
基準Ⅰ-A 建学の精神	32
基準Ⅰ-B 教育の効果	34
基準Ⅰ-C 自己点検・評価	38
◇ 基準Ⅰについての特記事項	40
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	41
基準Ⅱ-A 教育課程	42
基準Ⅱ-B 学生支援	48
◇ 基準Ⅱについての特記事項	57
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	58
基準Ⅲ-A 人的資源	59
基準Ⅲ-B 物的資源	65
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	69
基準Ⅲ-D 財的資源	72
◇ 基準Ⅲについての特記事項	77
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	78
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	79
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	81
基準Ⅳ-C ガバナンス	83
◇ 基準Ⅳについての特記事項	87
【選択的評価基準 1. 教養教育の取り組みについて】	88
【選択的評価基準 2. 職業教育の取り組みについて】	92
【選択的評価基準 3. 地域貢献の取り組みについて】	96

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、愛知医療学院短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成24年6月30日

理事長

丹羽 治一

学長

舟橋 啓臣

ALO

小川 由美子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人佑愛学園および愛知医療学院短期大学の沿革

知識と技術の習得と人間力向上を図るための教育を実践し、優秀な理学療法士を医療・福祉の分野に送り出すことで社会に貢献することを目的に、昭和 57 年 3 月学校法人佑愛学園を設立した。

昭和 55 年 4 月に、西春日井郡清洲町（現清須市）に理学療法士養成校を設立するための準備委員会を発足させ、建学の精神「佛心尽障」（知恵と慈悲の心を持って障害を有する人々の心身を広く支える）に基づき、昭和 57 年 4 月、清洲町大字清洲字田中町 32-3（現在の城南キャンパス）に、吉田尚美学院長（医師）を中心とした医師並びに理学療法士を専任教員として配置し、専門学校愛知医療学院（理学療法学科・入学定員 30 名）を設置した。

平成 6 年 4 月、西春日井郡清洲町一場 519（現清須市・現在の城北キャンパス）に新校舎を建築、作業療法学科を設置するとともに、理学療法学科の入学定員を 40 名に変更した。

平成 9 年 4 月には、世界に類をみない高齢化社会を視野に入れ、「安全で快適に暮らせる住まい」、「バリアフリー」をコンセプトにした日本福祉建築専門学校を併設した。しかし、開設当初は話題を呼んだものの、次第に学生を集めることが困難となり、これを平成 17 年 3 月に閉校した。

平成 20 年 4 月、3 年間で豊かな人間性の涵養と、専門知識・技能を習得した医療人を社会に送り出すことを目的に、愛知医療学院短期大学〔リハビリテーション学科（理学療法専攻・作業療法専攻）〕を設置した。

専門学校愛知医療学院は平成 20 年度より学生募集を停止し、平成 22 年 3 月に専門学校生全員の卒業とともに、閉校した。これまでに理学療法士 902 名、作業療法士 418 名を全国の医療機関・福祉施設などに送り出した。多くの卒業生が築いてきた信頼に今も支えられている。

平成 22 年 4 月、理学療法士・作業療法士のリカレント教育、キャリア教育を含む生涯教育の充実ならびに年々変化する医療環境の中で、社会のニーズに沿った理学療法および作業療法教育を目標とした、専攻科リハビリテーション科学専攻を設置した。

短期大学第 1 期生が平成 22 年度に卒業、現在 2 期までの卒業生が東海地区を中心とした医療機関・福祉施設に就職した。

学校法人設立から今日まで 30 年にわたり、理学療法士・作業療法士の育成に取り組み、ひとりでも多くのエキスパートを社会に送り出すという設立の目的を今日まで着実に実践してきた。

少子化、高齢化率の上昇など、短期大学を取り巻く環境は年々厳しさを増しているが、建学の精神と伝統をもとに、目的意識を明確に定めた質の高い教育を提供し、学生を医療人に育て上げ、医療・福祉の現場に送り出すことを、確実に実践していくことで社会に貢献していく。

表 1 学校法人佑愛学園の沿革

年度	沿革
	学校法人佑愛学園設立
	専門学校愛知医療学院設置認可、理学療法学科設置
平成 6(1994)年	専門学校愛知医療学院作業療法学科設置
平成 9(1997)年	日本福祉建築専門学校設置認可、福祉建築学科設置
平成 16(2004)年	日本福祉建築専門学校廃止認可
平成 20(2008)年	愛知医療学院短期大学設置認可、リハビリテーション学科設置
	専門学校愛知医療学院廃止認可
	愛知医療学院短期大学専攻科リハビリテーション科学専攻設置

(2) 学校法人の概要 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

学校法人佑愛学園は、以下の短期大学を設置している。

表 2 学校法人佑愛学園の概要

平成24年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
愛知医療学院短期大学	愛知県清須市一場 519	80	240	237

在籍者数は、本科以外に専攻科および科目等履修生を含む

(3) 学校法人・短期大学の組織図 (平成 24 年 5 月 1 日現在)

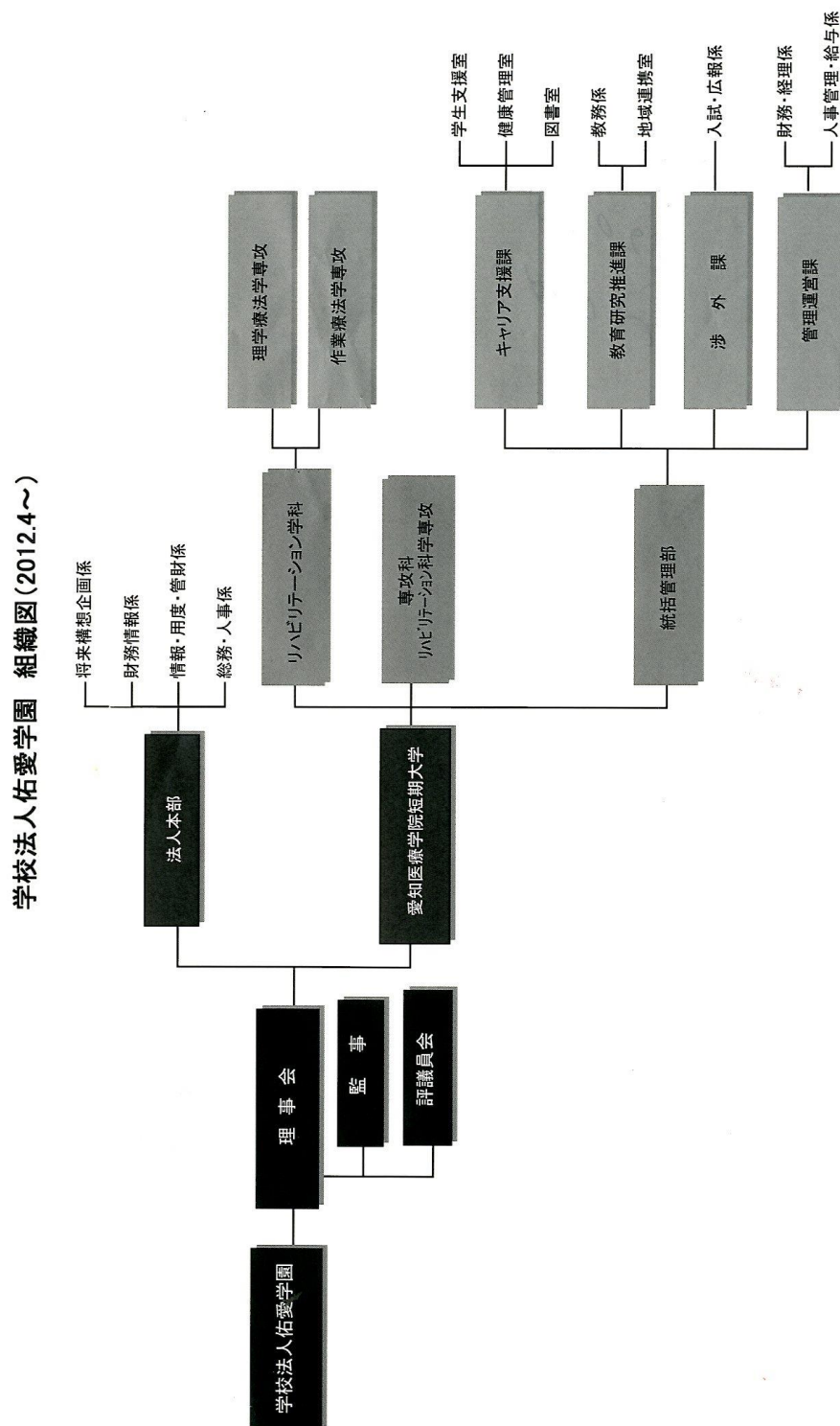
学校法人佑愛学園の職員数は表3のとおりである。平成24年度、本法人の将来構想の推進に向けた組織へ改編した。組織図は図1のとおりである。

表 3 学校法人佑愛学園の職員数

平成24年5月1日現在

学科・専攻		教育職員数 (人)		事務職員数 (人)	
		専任	非常勤	専任	非常勤
学校法人佑愛学園		—	—	2	1
	理学療法学専攻	10			
	作業療法学専攻	12			
専攻科リハビリテーション科学専攻		—			
合 計		22	29	9	6

図1 平成24年度学校法人佑愛学園組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

清須市は愛知県西部にあり、濃尾平野のほぼ中央に位置している。清須市の東部・南部は名古屋市、北部は北名古屋市・一宮市および稲沢市に接し、西部はあま市に接している。

交通は、J R東海道本線、名鉄名古屋本線で名古屋駅から電車で各々7分のほか、清須ジャンクションを中心に、名古屋高速道路、名古屋第二環状自動車道、国道22号、国道302号などの道路網が発達しており、交通利便性が高い。

清須市の歴史は古く、全国的に知名度も高い。朝日貝塚をはじめ清洲城など数多くの歴史資源が各地に残っている。平坦な地形で、庄内川、新川、五条川などの河川が流れ、緑豊かな環境の中にある。中でも、本短期大学から数分の距離にある清洲城、清洲公園および五条川沿いの桜並木は絶景であり、本短期大学の毎年の行事として、学生自治会による新入生歓迎会が桜の下で催されている。

清須市並びに近隣市町村の人口動向は横ばいで推移している。いよいよ本格的となる日本の人口減少社会にもかかわらず、地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれるまちづくりによって住宅地としての評価が高まり、地域の人口増減は緩やかに推移していくものと考えている。

周辺地域の人口についても、表5のとおり、むしろ緩やかに増加の傾向にある。

本短期大学学生の約80%が愛知県の出身者であり、その人口は表4のとおり、平成17年から5年間に2.1%増となった。

また、本短期大学は清須市立一場保育園に隣接しており、積極的な官学連携事業の実践など教育環境に恵まれている。

図2 愛知医療学院短期大学位置図



表4 地区別人口

区 分	人口総数（人）	平成22年－17年	
		人口増減数（人）	人口増減率（％）
愛知県	7,408,499	153,795	2.1
名古屋地区	2,263,907	48,845	2.2
西尾張地区	843,203	5,946	0.7

表5 周辺地域の人口の推移

年 度	清須市人口（人）	一宮市人口（人）	稲沢市人口（人）	名古屋市人口（人）
平成15年度	62,985	282,710	99,488	2,193,376
平成16年度	63,012	284,509	99,772	2,202,111
平成17年度	63,358	378,409	135,705	2,215,062
平成18年度	64,063	380,149	135,455	2,223,148
平成19年度	64,745	382,127	135,665	2,236,561
平成20年度	65,343	383,996	135,530	2,247,752
平成21年度	65,707	385,637	134,965	2,257,888
平成22年度	65,864	386,116	135,328	2,263,894
平成23年度	65,842	386,365	135,694	2,266,517

平成20年度の本短期大学開学年度から平成24年度までの学生入学動向は表6のとおりである。

入学者は増加傾向であったが、平成24年度は入学定員を充足できなかった。出身地は愛知県が約80%を占め、岐阜・三重県を含めた東海3県で90%を超えている。他に、3年間で資格取得を目指す学生が北海道や東北地方など遠方からも入学している。

日本の大学などへの進学率が50%を越えた。表7に示すように、大学（学部）数は増加し、短期大学への入学を希望する学生が減少の一途をたどっている。4年制大学進学を希望する学生が多い中で、短期大学では、将来にわたって学生を確保し続けることは難しい状況にある。表8のとおり、理学療法士・作業療法士の養成においても大学教育へとシフトしつつある。本短期大学は、理学療法士・作業療法士養成校の中で数少ない短期大学であり、就職難という世情を考慮すれば、3年間で国家資格が得られるというメリットを生かし、学生募集対策を一層強化する必要がある。

「モノづくり県」といわれる愛知県は、トヨタ自動車を中心に繊維や陶磁器など様々なモノづくり産業が全国で大きなシェアを占めている。

清須市には、豊田合成株式会社、豊和工業株式会社などの上場会社が5社あり、地域社会の活性化や雇用の受け皿になっている。現在、名古屋市に本社を構え東海地区を中心にガス事業を展開する東邦ガス株式会社は、本短期大学教授との共同研究を行っている。

清須市における高齢化率は平成22年には20.1%であり、全国を下回って推移しているものの今後増加していくことは明らかである。本短期大学の高齢者を対象とした運動教室や保育園児との活動を通じた研究は、清須市が進めている高齢者福祉計画や次世代育成支援計画の一助となるばかりでなく、地域社会のニーズにも応えていると確信している。高齢化などの上昇に伴い、理学療法士・作業療法士の社会的ニーズは今後さらに高まるもの

と考えられ、本短期大学に寄せられる求人数は表 9 のとおりであり、平成 22 年度以降は、作業療法士の求人数は理学療法士の求人数を上回っており、これも高齢化率の上昇に伴うものと理解している。なお、本短期大学の国家試験合格者の就職率は毎年 100%を維持している。

表 6 開学から今年度までに入学した学生の出身地別人数および割合（毎年度 5 月 1 日時点）

地域	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知	36	85.7	41	67.2	52	61.2	58	72.5	59	78.7
岐阜	2	4.8	9	14.8	12	14.1	4	5.0	6	8.0
三重	0	0	6	9.8	7	8.2	9	11.3	5	6.6
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	1	2.4	3	4.9	7	8.2	4	5.0	1	1.3
福井	0	0	0	0	2	2.4	2	2.5	2	2.7
富山	0	0	2	3.3	0	0	0	0	0	0
その他	3	7.1	0	0	5	5.9	3	3.7	2	2.7
合計	42	100	61	100	85	100	80	100	75	100

表 7 大学数と学生数

区分	大学（学部）		短期大学	
	学校数（校）	在学者数（人）	学校数（校）	在学者数（人）
平成 13 年度	669	2,765,705	559	289,198
平成 23 年度	780	2,893,489	387	150,007

（出所：文部科学省）

表 8 理学療法士・作業療法士養成施設数

区分	理学療法士養成校				作業療法士養成校			
	大学 (校)	短期 大学 (校)	専門 学校 (校)	合計 (校)	大学 (校)	短期 大学 (校)	専門 学校 (校)	合計 (校)
17 年度	42	2	139	183	39	0	117	156
20 年度	70	3	158	231	59	3	121	183

（出所：財団法人日本理学療法士協会・財団法人日本作業療法士協会）

表 9 本短期大学への求人施設数・求人数

[理学療法士]

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	施設数	求人数	施設数	求人数	施設数	求人数	施設数	求人数
医療施設	321	859	262	729	305	789	342	995
医療福祉中間施設	65	104	61	89	59	89	64	115
福祉施設	26	32	25	26	20	21	21	23
行政関係施設			1	1	2	2	5	5
保健（健康産業）			2	2	2	2	2	2
合計	415	998	351	847	388	903	434	1140

[作業療法士]

区分	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	施設数	求人数	施設数	求人数	施設数	求人数	施設数	求人数
医療施設	365	865	270	678	335	890	393	1241
医療福祉中間施設	50	83	53	80	58	77	58	116
福祉施設	31	36	25	34	19	19	26	26
行政関係施設			2	2	2	2	5	7
保健（健康産業）			2	2	2	2	2	2
合計	449	987	352	796	416	990	484	1392

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

第三者評価は平成 24 年度に初めて受審するため、本事項は該当なし。

平成 22 年度に組織化した自己点検評価委員会によって自己点検・評価を行い、改善事項 176 項目を抽出した。この中で、平成 23 年度自己点検評価委員会では、至急改善が必要な項目をさらに抽出し、改善に向けた取り組みを開始した。主なものは表 10 のとおりである。

表 10 改善を図った主な事項

改善を要する事項	対 策	成 果
①建学の精神・教育理念について様々な機会を通してわかりやすい形で明文化し周知する。	平成 23 年 4 月に新教育理念を掲げ、新たな一歩を踏み出した。併せて、3 つの方針（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を定め、様々な機会を通して学生や教職員に周知、共有してきた。また、本短期大学公式ホームページにも掲載した。	学生・教職員を中心に共有されてきた。 今後は、評価を中心に検証していく。
② 進学相談会などへの保護者の同伴や保護者からの相談、メールによる問い合わせが多くなっている中での木目細やかな対応に努める	志願者はもとより、保護者に対しても、木目細やかな対応に努めている。入学後は、保護者懇談会の実施、保護者向けの成績通知、後援会（保護者）設置など保護者との連携を組織的に展開している。	保護者との連携によって学生により影響を与える体制が整備されてきた。保護者から家庭生活の重要性を理解することができたとの意見があった。
③カリキュラム検討委員会を発足させ、現状の教育課程についての検証を行い、必要な改善を実施する。	学習成果の検討とともに、それに適応した教育課程を構築するべく、教務委員会並びに学習成果検討委員会を中心に検討している。	学習成果に基づく新カリキュラムを平成 25 年度導入予定である。
④中期事業計画に基づいて、計画的に引当金資産を計上する。	理事会より中期目標・計画が明文化され、臨床実習施設設立、4 年制大学への改組、こども園の設立が示された。 新規事業の財源を確保するため中期財務計画を策定し、平成 24～27 年度中に第 2 号基本金に 300,000 千円を組み入れることとした。	中期目標・計画を理事会・評議員会および職員が共有することができた。
⑤学生・教職員に対して、地球環境保全意識を高めるように折に触れ周知し、学内全体で取り組む。	学生・教職員に節電を呼び掛けている。各教室、トイレ、エレベータなどへ節電を促す張り紙や、支障のない個所について一部電球を外している。また、網戸の設置や、教室窓への遮熱フィルム貼付などにより、冷暖房の適切な温度設定に役立っている。	使用量に大きな効果はまだ出ていないが、節電意識は徐々に高まってきている。

- ③ 文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項は付されていない。
平成 22 年度において「その他意見」が付されたので、表 11 に示す。

表 11 その他意見

その他意見の内容	改善内容
図書室の運営について、下記の点を改善することが望ましい。	
① 図書室の閉室時間を遅らせるとともに、夏期・冬期などの休業期間中の開室時間を早めること。	図書館の開館時間を 9:00～19:45 とし、学生が利用しやすい運用に努めている。また、夏期・冬期休暇中も可能な限り開室している。
② 図書室のスペースについて拡張すること。	中期事業計画の中で、新図書館の設立を検討していく
③ 医療等の学術雑誌について、図書館相互貸借制度（インター・ライブラリー・ローン）を活用する等、充実を図ること。	平成 20 年度より実施済

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

表 12 学生数と充足率

学科等の名称	事項	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	備考
	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	42	61	86	80	75	
	入学定員 充足率 (%)	52	76	107	100	93	
	収容定員	80	160	240	240	240	
	在籍者数	42	103	170	209	226	
	収容定員 充足率 (%)	52	64	70	87	94	
	入学定員	40	40	40	40	40	
	入学者数	33	46	54	53	53	
	入学定員 充足率 (%)	82	115	135	132	132	
	収容定員	40	80	120	120	120	
	在籍者数	33	79	120	143	149	
	収容定員 充足率 (%)	82	98	100	119	124	
	入学定員	40	40	40	40	40	
	入学者数	9	15	31	27	22	
	入学定員 充足率 (%)	22	37	77	67	55	
	収容定員	40	80	120	120	120	
	在籍者数	9	21	50	66	77	
	収容定員 充足率 (%)	22	26	41	55	64	
	入学定員			20	20	20	
	入学者数			4	3	1	
	入学定員 充足率 (%)			20	15	5	
	収容定員			20	20	20	
	在籍者数			4	4	4	
	収容定員 充足率 (%)			20	20	20	

② 卒業者数

平成 22 年度に第 1 期卒業生を送り出した。卒業生数は以下のとおりである。

表 13 卒業生数（人）

区分	22 年度	23 年度
リハビリテーション学科	14	30
理学療法学専攻	13	25
作業療法学専攻	1	5
専攻科リハビリテーション 科学専攻	3	1

③ 退学者数

表 14 退学者数（人）

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
リハビリテーション学科	6	12	27	28
理学療法学専攻	3	10	17	22
作業療法学専攻	3	2	10	6
専攻科リハビリテーション 科学専攻			0	0

④ 休学者数

表 15 休学者数（人）

区分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
リハビリテーション学科	0	1	2	0
理学療法学専攻	0	1	0	0
作業療法学専攻	0	1	2	0
専攻科リハビリテーション 科学専攻			0	0

⑤ 就職者数

平成 22 年度に第 1 期卒業生を送り出した。就職者数は以下のとおりである。

専攻科卒業生は全員が社会人の就業者であったため、就職者数は 0 とする。

表 16 就職者数（人）

区分	22 年度	23 年度
リハビリテーション学科	13	28
理学療法学専攻	12	23
作業療法学専攻	1	5
専攻科リハビリテーション 科学専攻	0	0

⑥ 進学者数

平成 22 年度に第 1 期卒業生を送り出した。進学者は現在いない。

表 17 進学者数（人）

区分	22 年度	23 年度
リハビリテーション学科	0	0
理学療法学専攻	0	0
作業療法学専攻	0	0
専攻科リハビリテーション 科学専攻	0	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要

表 18 教員数（人）

学科等名		専任教員数					設置基準 で定める 教員数		助 手	非 常 勤 教 員	備 考
		教授	准教授	講師	助教	計	〔イ〕	〔ロ〕			
	理学療法学専攻	2	1	2	5	10	6(2)	—	0	21	
	作業療法学専攻	6	0	2	4	12	6(2)	—	0	26	
(小計)		8	1	4	9	22	12(4)	—	0	47	
〔ロ〕		—	—	—	—	—	—	3(1)	0	0	
(合計)		8	1	4	9	22	12(4)	3(1)	0	47	

〔注〕

- 1 上表の〔イ〕とは、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む）をいう。ただし、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数をいう。
- 2 上表の〔ロ〕とは、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数をいう。なお、昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を加算する。
- 3 上表の〔イ〕及び〔ロ〕の欄の（ ）には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考第1号に定める教授数を記入する。通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考第2号に定める教授数を記入する。
- 4 上表の助手とは、助手として発令されている教職員をいう。
- 5 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を記載する。

② 教員以外の職員の概要

表 19 職員数（人）

	専任	兼任	計
事務職員	9	6	15
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	0	0
その他の職員	0	0	0
計	9	6	15

③ 校地等

表 20 校地等の面積（㎡）

	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共有の状況等）
校地等	校舎敷地	3,681.25	0	0	3,681.25			
	運動場用地	753.00	0	0	753.00			
	小計	4,434.25	0	0	4,434.25			
	その他	0	0	0	0			
	合計	4,434.25	0	0	4,434.25			

④ 校舎

表 21 校舎面積 (㎡)

区分	専用(㎡)	共用(㎡)	共用する他の学校等の専用(㎡)	計(㎡)	基準面積(㎡)	備考(共有の状況等)
校舎	4,083.11	0	0	4,083.11	2,450.00	—

⑤ 教室等

表 22 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
8	4	7	1	1

⑥ 専任教員研究室

表 23 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
17

⑦ 図書・設備

表 24 図書・設備

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル〔うち外国書〕			
リハビリテーション学科	12,787 (523)	60 (11)	8 (8)	299	4,727	70
計	12,787 (523)	60 (11)	8 (8)	299	4,727	70

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	196.73	52	10,700
	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	305	—	—

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公開について

教育情報を表 25 のとおり公表している。

表 25 教育情報の公表について

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	建学の精神、教育理念、学科、専攻並びに専攻科の教育研究上の目的は本短期大学公式ホームページ (http://www.yuai.ac.jp) を通して公表している。 また、上記を記載した本短期大学案内を、高等学校をはじめ、資料請求があった高校生や関連業者、公開講座参加者などに配布することで広く社会に周知している。さらに、後援会（父兄後援会）会報にも掲載し、在校生全員の保護者に配布している。
2	教育研究上の基本組織に関すること	教育研究上の基本組織は、本短期大学公式ホームページ (http://www.yuai.ac.jp) を通して公表している。本短期大学案内にも掲載している。
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績は、本短期大学公式ホームページ (http://www.yuai.ac.jp) を通して公表している。
4	入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること	入学者に関する受け入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況は、本短期大学公式ホームページ (http://www.yuai.ac.jp) を通して公表している。 また、入学者に関する受け入れ方針は、本短期大学案内や後援会（父兄後援会）会報誌にも掲載している。 オープンキャンパスや大学説明会では、入学者受入方針について、参加者やその保護者に説明している。
5	授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること	授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画は、シラバスを作成し、学生および

		教職員に配布している。
6	学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ディプロマポリシーは、本短期大学公式ホームページ (http://www.yuai.ac.jp) を通して公表している。本短期大学案内や学修の手引きにも掲載している。 入学時や年度初めのガイダンスでは、学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することを説明している。
7	校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること	校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境は、本短期大学公式ホームページ (http://www.yuai.ac.jp) を通して公表している。 オープンキャンパスや大学説明会では、学内を案内し、施設および設備その他の学生の教育研究環境について説明している。
8	授業料、入学料その他、大学が徴収する費用に関すること	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用は、本短期大学公式ホームページ (http://www.yuai.ac.jp) を通して公表している。学生募集要項にも掲載している。
9	大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること	入学者には、キャリア支援課学生支援室や学習アドバイザーを通して学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関することを紹介している。

③ 校法人の財務情報の公開について

学校法人の財務情報を表 26 のとおり公表している。

表 26 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監査報告書	財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監査報告書は、本短期大学公式ホームページ (http://www.yuai.ac.jp) を通して公表している。後援会（父兄後援会）会報誌にも概要を掲載し、保護者に公表している。 財務諸表、事業報告書、監査報告書および会計監査の意見を記載した書面を事務所に備えて置き、閲覧に供している。

（９）各学科・専攻課程ごとの学習成果について

本短期大学では、教育理念と３つの方針に基づいた教育課程を編成し、運用している。教職員は、常に学生と近い距離で、教育理念に掲げる「障害を有する人々の心と身体の支えとなれる医療人を養成すること」に全力を注いでいる。

「質の保証」については、国家試験合格率が90%以上であることから、評価される数値と考える。また、本短期大学卒業生は、就職率が100%であり、医療・福祉分野で信頼を得て、その活躍を目にすることによって、医療・福祉分野からのニーズを満たしているであろうと想像はできるものの、学習の到達度を測定する手法についての検討がまだ不十分である。とは言え、平成23年度の自己点検・評価の作業を進めるにあたっては、「学習成果」という文言すら理解できていない状況であった。しかし、自己点検・評価委員会で議論を深め、学科の学習成果として以下に示す6項目を定めた。現在、この学習成果に基づいた新たな教育課程の編成について検討中であり、平成25年度に新教育課程で運用を開始する予定である。

なお、学習成果「6. グローバルな視点に立った考察力を身につける。」については、今後の課題である。

今後は、学習成果を測定評価する手法の開発ならびに、就職先などへのアンケート調査などを通して、本短期大学の教育活動が社会にマッチングしているのかについて調査することで、教育の成果を高めていきたい。

教育理念

愛知医療学院短期大学は、建学の精神である「佛心尽障」に則り、社会的知識、基礎的・専門的医療知識を提供し、障害を有する人々の心と身体の支えとなれる人材の養成を目指す。

ディプロマポリシー

愛知医療学院短期大学では、以下の能力を身につけ所定の単位を修得した学生に卒業が認定されます。

1. 高い専門知識を修得し、常識人としての素養も兼ね備えた医療人として行動できる。
2. 障害を有する人に、常に慈愛の心をもって接することができる。
3. 常に最新の知識や医療技術を得るための努力を怠らない。

学習成果

1. 国家試験合格を目指し、専門的知識とスキルを身につける。
2. 将来にわたって、常に最新の知識や医療技術を得るための研究力を身につける。
3. 独善的でなく、周囲との協調性を重んじ、患者対応に必要なコミュニケーション力も習得する。
4. 医療人として必要な医学的基礎知識を習得する。
5. 幅広く深い教養および総合的判断力を培い、豊かな人間性を身につける。
6. グローバルな視点に立った考察力を身につける。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

本短期大学では、いずれも実施していない。

(11) 公的資金の適正管理の状況

本短期大学における公的資金は、科学研究費補助金である。
公的資金について、以下の規程などに基づいて執行している。

- ① 科研費の運営・管理に関する規程
- ② 公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ③ 公的研究費の不正防止計画について
- ④ 科学研究費補助金間接経費取扱要領
- ⑤ 公的研究費の運営・管理体制

研究者が、公的資金を使用する責任の重大さを自覚することを目的とし、関係ルールを遵守する旨の「確認書」を提出することで意識の向上を図っている。

組織としては、適正な執行管理を行うため、公的研究費を取り扱うルールと現場実態が乖離していないかを随時見直し、適正な執行管理に努めている。また、全教職員を対象に、公的研究費に関するルールの周知徹底を図るため、毎年、説明会・研修会などを実施し、意識の向上を図っている。また、担当職員には、外部の講習会などに参加させるなど事務処理能力の向上に努めている。

(12) その他

学生募集に当たっては、医療人になるための目的意識を持続し、意志を貫き通すことができる学生が入学するように、アドミッションポリシーを明確に示している。

しかし、近年の少子化や理学療法士・作業療法士を養成する大学などの増加により、本短期大学志願者の中から求められる人材を選抜することが難しい状況である。本短期大学の経営を維持するためには、ほとんどの受験者を許可せざるを得ないという実情がある。

そのような中で、入学した学生が目標を達成できるよう、入学前から卒業後まで木目細やかな教育を実践している。

入学前においては、入学前教育や入学前セミナーを実施している。入学を許可した後、高等学校の学習習慣を継続し、大学生活にスムーズに移行できるようなプログラムを構築している。

在学中においては、学習アドバイザーとして教員を学生一人一人に配置し、学習指導にとどまらず生活指導まで幅広くサポートしている。学生と教職員の距離は非常に近く、教育理念達成に向けた全学的なサポートを実践している。

さらに、卒業後は、同窓会との連携による新卒者研修を始め、様々な研修会を開催している。

これらの教育プログラムは、ある意味、かつての専門学校の手法を継続したものと言えるが、短期大学に組織変更後も同じスタンスで貫き通すことは、教職員にとっても相当のストレスとなる。「質を保証」するためには、教職員による学生の個別指導的な支援を排除できず、苦しいながらも努力を重ねている。

2. 自己点検・評価報告書の概要

短期大学基準協会の第三者評価を平成 24 年度に受けることを、平成 22 年度自己点検評価委員会並びに理事会で決議し、ALO を中心に準備を進めてきた。

まず、自己点検評価委員会のもとに、教育理念・目標部会、教育部会、研究部会、図書部会、施設設備部会、FD 部会、大学運営部会、管理運営部会の 8 部会を設けた。各部会において、短期大学基準協会評価基準に基づく自己点検・評価を実施した。定期的に全体の自己点検・評価委員会を開催し、各部会から自己点検・評価の結果が報告され、その内容を精査し、報告書として取りまとめた。

本報告書は、自主的に行った平成 22 年度第 1 回自己点検・評価実施結果を有効に活用することで、評価内容をさらに深めることができた。また、平成 24 年度からの短期大学評価基準の再編成により、第 1 回に比べより深い自己点検・評価を実施することができた。とりわけ、自己点検・評価によって、学習成果について議論を深めることができたことは、大きな意義があったと考えられる。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

時代や社会の変化、ニーズに対応するため、新たな教育理念により、教育目的・目標を明確に示し、周知している。

さらに、学習成果を明確に示すことで、目標の達成に向けた組織力が機能しつつある。

今後は、学習成果を量的・質的データの測定など点検・査定（アセスメント）するための方法について検討する。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学習成果を獲得するための教育課程、ならびに教育課程に止まらない包括的な教育プログラムを実践している。

特に、学習アドバイザーを中心とした、組織的かつ木目の細かい学生支援体制は非常に充実しているものと考えている。

今後も教育課程を含む教育プログラムを常に見直し、問題点を速やかに正し、より適切な学習環境を整えるべく、学生支援体制を構築する。そのために必要な、学習成果の量的・質的データの査定（アセスメント）のツールの作成を基準Ⅰの課題と同様、優先課題とする。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

全教職員一人一人が使命感をもって職務を遂行している。学校法人と教職員の協力体制が確立されていることは小規模短期大学ならではの大きな強みである。

法令などに定められた校地・校舎などは短期大学設置基準を遵守しているものの、学習成果の実現に向けて教育資源が十分整備されているとはいえない。今後さらなる充実に努

めていく。そのためにも、本短期大学の財政の健全化を図り、強靱な経営体質への転換が必須である。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長・学長並びに理事会は、本法人・本短期大学の危機感を共有し、目標とすべき方向性について議論を重ね、中期計画を明文化した。外部委員を含む評議員会においても、中期計画の実現について積極的に意見が出されるなど、学内外の視点を改革に反映している。

今後さらに、理事会・評議員会機能の充実を図るとともに法人組織並びに本短期大学全体の組織が一体となった経営を実践していく必要がある。理事会が、リーダーシップを発揮し、開かれた統制のとれたガバナンスを実施していく。

本自己点検・評価を実施した結果、多くの具体的な行動計画・改善計画が文書化された。今後は、計画の実現に向けた取り組みを推進していきたい。

3. 自己点検・評価の組織と活動

本短期大学の自己点検・評価に関する全学的事項を審議するため、自己点検・評価委員会規程に基づき、愛知医療学院短期大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）を設置した。

①自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会規程第3条に基づいて、次に掲げる者をもって組織することとしている。

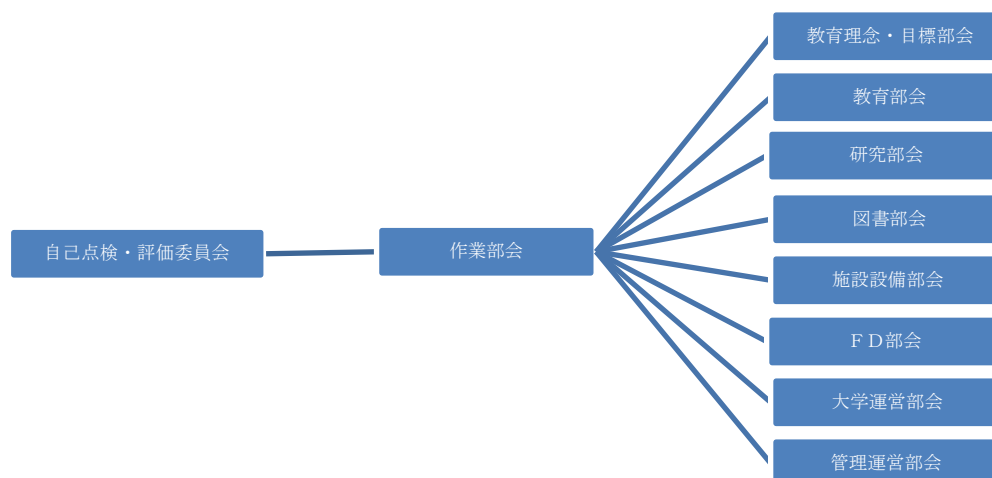
- （１）学長、（２）法人本部長、（３）学科長、（４）専攻長、（５）実習先連携病院代表、
- （６）各専攻自己評価委員会代表各１人、（７）その他学長が必要と認めた人

教育現場の問題点を詳細に検討するため、幅広い層から委員を選択し、次に掲げる21名をもって組織する。

- 委員長 舟橋啓臣（学長）
- 委員 小川由美子（ＡＬＯ・法人本部長）
- 委員 鳥居昭久（リハビリテーション学科学科長）
- 委員 加藤真弓（リハビリテーション学科理学療法学専攻専攻長）
- 委員 加賀谷繁（リハビリテーション学科作業療法学専攻前専攻長）
- 委員 横山剛（リハビリテーション学科作業療法学専攻専攻長）
- 委員 万歳登茂子（教授）
- 委員 島田隆道（教授）
- 委員 伊藤宗之（教授）
- 委員 林修司（講師）
- 委員 松村仁実（助教）
- 委員 岡田智子（助教）
- 委員 堀部恭代（助教）
- 委員 飯田満希子（統括管理部キャリア支援課課長）
- 委員 田原靖子（統括管理部教育研究推進課課長）
- 委員 東郷憲二郎（統括管理部渉外課課長）
- 委員 藤田マチ子（統括管理部管理運営課課長）
- 委員 大谷智美（法人本部）
- 委員 木山喬博（非常勤講師）
- 委員 東 昇（臨床実習施設）
- 委員 関谷真紀子（臨床実習施設）

② 自己点検・評価の組織図

図3 自己点検・評価の組織図



③ 組織が機能していることの記述

自己点検・評価委員会は、毎月1回の頻度で開催している。今回は、平成22年度に取りまとめた第1回自己点検・評価結果における改善事項に関する議論から開始した。改善事項に優先順位を定め、取り組みを行ってきた。

一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価受審が確定してからは、短期大学評価基準に従って、上記の8部会に分かれ、自己点検・評価を実施してきた。自己点検・評価委員会において、進捗の確認とともに結果についての検討を繰り返して行い、その結果を1冊の自己点検・評価報告書として取りまとめた。

④ 自己点検・評価報告書作成までの活動記録

平成23年度第1回自己点検・評価委員会[4月25日]

- ・平成22年度自己点検・評価結果に基づき改善事項の確認
- ・一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価受審の報告
- ・自己点検・評価委員会委員の紹介
- ・今後のスケジュール確認

平成23年度第2回自己点検評価委員会[5月23日]

- ・スケジュールの確認
- ・各部会からの4/25に説明した改善事項についての進捗報告
- ・自己点検・評価委員会委員担当部会変更について承認

平成23年度第3回自己点検・評価委員会[6月27日]

- ・ALOに法人事務局長小川由美子が就任することを承認
- ・各部会より進捗報告
- ・自己点検・評価の観点別分担について承認

平成23年度第4回自己点検・評価委員会[7月6日]

- ・自己点検・評価報告書作成に伴うフォーム・書式の確認

平成23年度第5回自己点検・評価委員会[7月25日]

- ・各部会からの報告および内容の検討

平成23年度第6回自己点検・評価委員会[9月5日]

- ・自己点検・評価委員会組織の充実を図るため、委員会組織の変更について承認
- ・8/23開催平成24年度第三者評価ALO対象説明会の内容について説明
- ・各部会から提出された報告書について議論

平成23年度第7回自己点検・評価委員会[9月26日]

- ・本短期大学が短期大学基準協会平成24年度の評価対象校に決定したことを報告
- ・各部会から提出された報告書について議論

平成23年度第8回自己点検・評価委員会[10月17日]

- ・各部会から提出された報告書の内容確認

平成23年度第9回自己点検・評価委員会[11月7日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成23年度第10回自己点検・評価委員会[11月21日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成23年度第11回自己点検・評価委員会[12月5日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成23年度第12回自己点検・評価委員会[12月19日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成23年度第13回自己点検・評価委員会[1月23日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成23年度第14回自己点検・評価委員会[2月13日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成23年度第15回自己点検・評価委員会[2月27日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成23年度第16回自己点検・評価委員会[3月26日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成24年度第1回自己点検・評価委員会[4月23日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成24年度第2回自己点検・評価委員会[5月14日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成24年度第3回自己点検・評価委員会[5月28日]

- ・各部会から提出された報告書について議論

平成24年度第4回自己点検・評価委員会[6月4日]

- ・5/31評価員候補者説明会の内容について議論
- ・木山委員からの自己点検・評価に対する総評
- ・学習成果に的を絞った議論

なお、臨床実習施設の東 昇委員及び関谷 真紀子委員は、業務の都合上、委員会に出席できなかったため、文書による意見参加とした。

平成24年度第1回学習成果委員会[6月11日]（メンバーは自己点検・評価委員会と同じ）

- ・「学習成果」についての議論を深め、査定方法について議論

平成24年度第2回学習成果委員会[6月18日]

- ・カリキュラムマップを完成

4. 提出資料一覧

記述の根拠となる資料等	資料名	No.
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念についての印刷物	学修の手引き 2011、カリキュラム・マップ 愛知医療学院短期大学案内	I-1 I-2
B 教育の効果		
教育目的・目標についての印刷物	学修の手引き 2011、カリキュラム・マップ	I-1
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	学修の手引き 2011、カリキュラム・マップ	I-1
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施するための規程	自己点検・評価委員会規程 自己点検・評価委員会の組織図 自己点検・評価委員会議事録	I-3 I-4 I-5
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
学位授与の方針に関する印刷物	学修の手引き 2011、カリキュラム・マップ	I-1
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	学修の手引き 2011、カリキュラム・マップ	I-1
入学者受け入れ方針に関する印刷物	学修の手引き 2011、カリキュラム・マップ	I-1
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 (教員名、担当授業科目、専門研究分野)	授業科目担当一覧	Ⅱ-1
シラバス	学修の手引き 2011、カリキュラム・マップ	I-1
B 学習支援		
学生便覧等(学則を含む)、学習支援のために配付している印刷物	学修の手引き 2011、カリキュラム・マップ	I-1
短期大学案内・募集要項・入学願書	愛知医療学院短期大学案内 平成24年度入学試験案内 平成24年度入学試験案内 指定校推薦入学試験 愛知医療学院短期大学 専攻科入学案内 平成24年度専攻科募集要項	I-2 Ⅱ-2 Ⅱ-3 Ⅱ-4 Ⅱ-5
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
D 財的資源		
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要(過去3年)」[書式1]、「貸借対照表の概要(過去3年)」[書式2]、「財務状況調べ」[書式3]及び「キャッシュフロー計算書」	書式1 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 書式2 貸借対照表の概要 書式3 財務状況調べ 書式4 キャッシュフロー計算書	Ⅲ-1 Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅲ-4

〔書式 4〕		
資金収支計算書・消費収支計算書（過去 3 年）	資金収支計算書・消費収支計算書 過去 3 年	Ⅲ－5
貸借対照表（過去 3 年）	貸借対照表 過去 3 年	Ⅲ－6
中・長期の財務計画	中期財務計画	Ⅲ－7
事業報告書（過去 1 年）	事業報告書	Ⅲ－8
事業計画書／予算書（評価実施年度）	事業計画書	Ⅲ－9
	予算書（評価実施年度）	Ⅲ－10
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
寄附行為	学校法人佑愛学園 寄附行為	Ⅳ－1

5. 備付資料一覧

記述の根拠となる資料等	資料名	No.
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
創立記念、周年誌等	専門学校愛知医療学院閉校記念誌	I-6
B 教育の効果		
C 自己点検・評価		
過去3年の間にまとめた自己点検・評価報告書	平成22年度自己点検・評価報告書	I-7
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし	
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
単位認定の状況表（評価実施年度の前年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について）	リハビリテーション学科（理学療法学専攻・作業療法学専攻）の単位認定の状況表（平成23年度）	Ⅱ-6
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物 （間接法：学生・卒業生・雇用者へのアンケート、直説法：テスト結果、ポートフォリオ他）	学生と教員が共に前進する授業評価レポート 第1巻（2008年・2009年度）、 第2巻（2010年度）	Ⅱ-7
B 学習支援		
学生支援の満足度についての調査結果	学生満足度アンケート報告書	Ⅱ-8
就職先からの卒業生に対する評価結果	該当なし	
卒業生アンケートの調査結果	該当なし	
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	大学説明会のご案内 今の時代だからこそ 価値ある3年がここにある！ 愛知医療学院短期大学ニュース（No. 2401、No. 2402） 医療人の未来が見えてくる！	Ⅱ-9
	平成24年度入学生 入学前スクール実施スケジュール	Ⅱ-10
	平成24年度 入学前スクール時間割	Ⅱ-11
	入学前スクール自宅学習課題（国語・数学・英語・小論文）	Ⅱ-12

学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	履修届 愛知医療学院短期大学 時間割表（月別・年表）	Ⅱ－13 Ⅱ－14
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	学生調査	Ⅱ－15
進路一覧表等の実績（過去3年）についての印刷物	卒業生進路一覧（平成22年度・平成23年度）	Ⅱ－16
GPA等成績分布	該当なし	
学生による授業評価票及びその評価結果	平成23年度 授業評価	Ⅱ－17
社会人受け入れについての印刷物等	平成24年度入学試験案内	Ⅱ－2
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし	
FD活動の記録		
SD活動の記録		
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
教員の個人調書（専任教員については教員履歴書、過去5年間の業績調書。非常勤教員については過去5年間の業績調書） 〔大学の設置等に係る提出書類内の様式を準用する（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）〕	教員の個人調書	Ⅲ－11
教員の研究活動について公開している印刷物等（過去3年）	愛知医療学院短期大学紀要 第1号、第2号	Ⅲ－12
専任教員等の年齢構成表	専任教員等の年齢構成表	Ⅲ－13
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表	外部研究資金の申請・採択状況 （平成21年度～23年度）	Ⅲ－14
研究紀要・論文集（過去3年）	愛知医療学院短期大学紀要 第1号、第2号	Ⅲ－12
事務職員の一覧表（氏名、最終学歴）	事務職員の一覧表	Ⅲ－15
B 物的資源		
校地、校舎に関する図面（全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等）	校地、校舎に関する図面	Ⅲ－16
図書館、学習資源センターの概要（平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等）	愛知医療学院図書室概要	Ⅲ－17
C 技術的資源		
学内 LAN の敷設状況	キャンパス間NW・インターネット接続状況	Ⅲ－18
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	コンピュータ室配置図	Ⅲ－19

D 財的資源		
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	ご寄付のお願い	Ⅲ－22
財産目録及び計算書類（過去3年）	財産目録及び計算書類 過去3年	Ⅲ－20
教育研究経費（過去3年）の表	教育研究経費の表（過去3年）	Ⅲ－21
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書	理事長の履歴書	Ⅳ－2
現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員の場合は職業・役職等を記載）	理事・監事・評議員名簿	Ⅳ－3
理事会議事録（過去3年）	理事会議事録	Ⅳ－4
諸規程集 組織・総務関係 組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（授受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、情報セキュリティポリシー、防災管理規程、自己点検・評価に関する規程、SDに関する規程、図書館規程、各種委員会規程 人事・給与関係 就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程、教職員給与規程、役員退職金支給規程、教職員退職金支給規程、旅費規程、育児・介護休職規程、懲罰規程、教員選考基準 財務関係 会計・経理規程、固定資産管理規程、物品管理規程、資産運用に関する規程、監査基準、研究費（研究旅費を含む）等の支給規程、消耗品及び貯蔵品管理に関する規程 教学関係 学則、学長候補者選考規程、学部（学科）長候補者選考規程、教員選考規程、教授会規程、入学者選抜規程、奨学金給付・貸与規程、研究倫理規程、ハラスメント防止規程、紀要投稿規程、学位規程、研究活動不正行為の取り扱い規程、公的研究費補助金取り扱いに関する規程、公的研究費補助金の不正取り扱い防止規程、教員の研究活動に関する規程、FDに		

関する規程		
B 学長のリーダーシップ		
学長の履歴書・業績調書	学長の履歴書・業績調書	Ⅲ－11
教授会議事録（過去3年）	教授会議事録	Ⅳ－7
委員会等の議事録（過去3年）	委員会等の議事録（過去3年） ・教務委員会 ・入学試験委員会 ・倫理委員会 ・FD委員会 ・紀要編集委員会 ・教育研究機器選定委員会 ・人事委員会 ・ハラスメント防止委員会 ・危機管理委員会 ・保健室運営委員会 ・図書委員会 ・キャリア支援委員会 ・自己点検・評価委員会 ・動物実験委員会	Ⅳ－8
C ガバナンス		
監事の監査状況（過去3年）	財務書類等	Ⅳ－9
評議員会議事録（過去3年）	評議員会議事録	Ⅳ－10
選択的評価基準		
選択的評価基準2	平成23年度 愛知医療学院 新卒者研修コース予定	Ⅳ－11

【基準Ⅰ】 建学の精神と教育の効果

基準Ⅰの自己点検・評価の概要を記述する

(a) 基準Ⅰの自己点検・評価の要約

本短期大学の前身である専門学校愛知医療学院は、建学の精神「佛心尽障」に基づき昭和57年に開設した。平成20年度、社会状況の変化に対応すべく専門学校から短期大学へ改組したが、この建学の精神を引き継ぎ、教育目的・目標達成に向けて、教育のさらなる充実に努めている。設立以来30年にわたり、建学の精神を今日まで着実に実践し、我が国のリハビリテーション医療を支える理学療法士・作業療法士を全国の医療機関並びに福祉施設などに輩出してきた。

時代や社会の変化、ニーズに対応するため、教育理念の見直しを行い、平成23年度新学長が、1. 自己点検評価の基礎資料（(9) 各学科、専攻課程ごとの学習成果について）に示したように、新たな教育理念を掲げた。

新教育理念では、教育目的・目標を以前よりもさらに明確に示した。また、教育の質を保証するために、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定めるとともに、学習成果委員会を立ち上げ、検討を進めてきた。現在、学生・教職員の足並みがこれまで以上に揃いはじめ、教育目的・目標の達成および学習成果の獲得に向けた組織的な教育活動が推進されている。

建学の精神、教育理念並びにディプロマポリシーに基づいたカリキュラムポリシーによって、理学療法学専攻・作業療法学専攻・専攻科の教育課程を編成し、確実に実践している。

自己点検・評価活動については、学長、AL0である法人本部長を中心に実施体制を確立し、多くの教職員が積極的に関与している。

(b) 基準Ⅰの自己点検・評価に基づく行動計画

学習成果を量的・質的データとして測定することなど点検・査定（アセスメント）の具体的なツールを有していないことが大きな課題である。学習成果委員会で継続した検討を行い、具体的なアセスメント方法を作成する。また、建学の精神や教育理念及びカリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、アドミッションポリシーの3つの方針を定期的に見直し、整備するPlan-Do-Check-Actionのサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）が確立されていない。今後は、PDCA委員会を立ち上げ、慎重な議論・検討を進めていく。

今後は、学習成果を焦点に、自己点検・評価活動に全教職員が関与し、且つ系統的な自己点検・評価活動を行っていく。

[テーマ]

基準Ⅰ-A 建学の精神

基準Ⅰ-Aの自己点検・評価の概要

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本短期大学の教育理念を様々な方法によって学内外に明確に示している。学内においては、教育理念とそれに基づく具体的な教育目標を学生と教職員が共有し、実現するために様々な取り組みと相互協力を実践してきた。

創立記念日である毎年10月15日に全教職員が一堂に会し、建学の精神を確認し、決意を新たにしている。

平成24年度は創立30周年記念の節目となる。長年にわたって日本のリハビリテーションを支える理学療法士・作業療法士の育成に取り組み、ひとりでも多くのエキスパートを社会に送り出すという設立の目的を着実に実践してきた。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

今後も様々な機会を通して、本短期大学の存在や意味がより理解できるよう、学内外に周知していく。建学の精神を全うするため、ディプロマポリシーに則った教育の質保証に努める。

建学の精神は、定期的、組織的に確認する作業を継続していく。

日本の高齢化は急速に進展することが予測される中で、高齢者の地域生活を支えることができる人材の育成のため、建学の精神に則った教育が実践できるように、新カリキュラムの編成などさらなる組織的な改善を図る。

【区分】**基準 I-A-1 建学の精神が確立している。****(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する**

昭和 57 年 4 月に開校した専門学校愛知医療学院から、平成 20 年度に愛知医療学院短期大学に改組し、平成 22 年度に完成年度を終えた。

平成 24 年度に開校 30 周年を迎えるが、この間、「知恵と慈悲の心をもって障害を有する人々の心身を広く支える」を意味する『佛心尽障』は建学の精神として脈々と受け継がれてきた。平成 23 年度初頭にはその精神に基づいた教育理念並びにアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを新たに作成した。特に教育理念は、建学の精神である『佛心尽障』に明確に則ったものとなっている。

建学の精神および教育理念は、学内の教職員の目に留まりやすい場所だけでなく、学生ホールや玄関先など必要な場所に掲示することで、学生・教職員の全員が共有し、それぞれが自らの行いや考えに建学の精神が生かされているかを問うことができるよう配慮している。また、2 週ごとの教授会や月 1 回の教職員連絡会議のレジメには、建学の精神と教育理念を掲載しこれを読み上げることで定期的に確認している。

学外の多くの人の目に留まるよう、公式ホームページには建学の精神はもちろん、教育理念、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを常に掲載している。また、学修の手引き、後援会（父兄後援会）会報誌、短期大学案内などにも掲載し、学内外に表明し、それを共有している。

教職員の考え方や教育方針などにおいて、建学の精神からの逸脱があるか否かを定期的に確認する作業を具体的には行っていない。しかし、種々の会議の討論中に意見一致をみない時などには、原点に立ち返るという意味で、建学の精神が引き合いに出されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

教育理念や各ポリシーなど重要な点検事項を含め、これらを自己点検・評価委員会で定期的、具体的に検討する。

[テーマ]

基準 I-B 教育の効果

基準 I-B の自己点検・評価の概要

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

建学の精神、教育理念並びにディプロマポリシーに基づいたカリキュラムポリシーによって、理学療法学専攻・作業療法学専攻・専攻科の教育課程を編成し、確実に実践している。

卒業に必要な要件を示すとともに、各授業科目毎の学習成果・評価方法はシラバスを用いて各授業科目担当教員から説明している。

質的データの収集に関しては、多くを実習施設からの評価など間接的に把握している。

必要修得単位については、定量評価が可能な学内の教科科目単位と定性的評価が重視される学外の臨床実習単位に大別され、両者の学習成果を総合して各専攻で分析・査定する手法をとっている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

学生の質に関する問題点が山積している中で、基本的学習態度の習得など教育の基本となる部分に多くの時間を費やさざるを得ない状況であり、資源配分など PDCA サイクルに則った教育の実践が不十分である。

引き続き、教育目的を達成するため、教育理念・ディプロマポリシーに見合った学習成果について議論を深めるとともに、その内容を学生・教職員が共有するよう働きかける。

学習成果を分析・査定する具体的な手法を確立する。

[区分]

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

建学の精神に則って作成された教育理念に基づき、教育目標を学則第1章総則第3条（設置目的）に定めている。以下に抜粋する。

本学は、教育基本法、学校教育法並びに理学療法士及び作業療法士法に則り、建学の精神（佛心尽障）と教育理念に基づき、広い教養を培い、保健・医療・福祉に関する研究と教育を通して、子供から高齢者に及ぶ広範な人々の心身にわたる諸課題の克服に資するために、人間性に富み、専門知識と技能を有する人材の育成を目的とする。

2. リハビリテーション学科は、理学療法・作業療法それぞれの専門知識と技能の修得とともに、豊かな人間性を持った専門家を育てることを目的とする。保健・医療・福祉の諸問題に取り組むことができる専門家を育成することで、社会に貢献することを目指す。

3. 理学療法学専攻は、理学療法に関する知識・技術の習得と、それに係わる研究活動や理学療法士としての人間的資質を研鑽することにより、リハビリテーションチームの一員として広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

作業療法学専攻は、作業療法に関する知識・技術の習得と、それに係わる研究活動や作業療法士としての人間的資質を研鑽することにより、リハビリテーションチームの一員として広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

4. 専攻科はリハビリテーション科学における理学療法学・作業療法学の専門教育の上により深く高度な専門的学術を教授し、保健・医療・福祉の現場で主体的に対応できる専門的職業人を養成することを目的とする。

すなわち、専門知識の習得はもとより、常識人としての素養を兼ね備えた医療人として行動できる人材育成を目的としている。

本短期大学の公式ホームページに学則全文を掲載し、学内外の誰もが閲覧可能な状況にしている。また、学修の手引きに掲載し、常に学生・教職員の目に留まるよう配慮している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

自己点検・評価委員会を定期的を開催し、定められた教育目的・目標・学習成果の点検と査定を定期的に行い、PDCA サイクルを確立する。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

本学の教育目的を達成するため、学生が修得すべき学力、資質を学習成果として、以下の6項目を定めた。

学習成果

1. 国家試験合格を目指し、専門的知識とスキルを身につける。
2. 将来にわたって、常に最新の知識や医療技術を得るための研究力を身につける。
3. 独善的でなく、周囲との協調性を重んじ、患者対応に必要なコミュニケーション力も習得する。
4. 医療人として必要な医学的基礎知識を習得する。
5. 幅広く深い教養および総合的判断力を培い、豊かな人間性を身につける。
6. グローバルな視点に立った考察力を身につける。

各授業科目を上記学習成果に対応させ、科目毎の学習成果を明確に示した。

上記の学習成果は、公式ホームページ及び後援会（父兄後援会）会報誌に掲載、さらに学内においては学生ホールにも掲示表明し、共有化を図っている。また、学習成果委員会で定期的に点検・改善し、より完成度の高いものにしていく。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

科目毎の学習成果の査定は、小テストや本試験などにより、各科目担当教員が評価している。国家試験や就職試験の結果は、学習成果の査定のひとつでもあるが、学習成果全般を系統的に測定し、改善に向ける仕組みは検討中である。

教育目的としての学習成果を獲得できない学生が留年・退学に繋がっている現状をいかに打破できるかの具体的方策（例えば、多方面にわたる資格取得が可能なカリキュラムを作成するなど）を計画・実施することで学習意欲を高める。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する**

学校教育法、短期大学設置基準など関連法令を遵守し、これらに基づき、卒業要件である必要単位数とともに、各授業科目はシラバスによって到達目標、評価方法を示している。

学習成果のひとつに定めた、国家試験合格を目指し専門的知識とスキルを身につけること、は最低限必要な学習成果であり教育の質の保証に合致している。本短期大学では、表 27 に示すように高い国家試験合格者を堅持している。

しかしながら、学則第 3 条第 2 項において、「豊かな人間性をもった専門家を育てることを目的とする」と規定するように、国家試験に合格することだけでなく、どのような医療人を育てるかが本学の課題のひとつである。こうした質的内容を学習の成果として測定する仕組みを策定することは容易でない。

さらに、入学者の偏差値は必ずしも高いとは言えず、学生の質に関する問題点が山積している。基本的学習態度の習得など教育の基本となる部分に多くの時間を費やさざるを得ない状況であり、plan-do のレベルに留まっている。

表 27 理学療法士・作業療法士国家試験合格率

区分	理学療法士		作業療法士	
	本短期大学 (%)	全国 (%)	本短期大学 (%)	全国 (%)
平成 22 年度	92.3	74.3	100.0	71.0
平成 23 年度	92.0	82.4	100.0	79.7

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

学習成果を達成するために、組織として具体的な目標を定め、計画の設定、実践、評価、改善の PDCA サイクルを確立し、教育の向上・充実を目指す。また、学習成果を査定するための具体的な仕組みを検討していく。

[テーマ]

基準 I-C 自己点検・評価

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本短期大学学則第4条第3項の規定に基づき、自己点検・評価に関する全学的事項を審議するため、平成22年度に自己点検・評価委員会を発足した。委員会の構成はほとんど全員の教職員と外部委員であり、委員長である学長が率先して活動に当たり、責任者としての任を果たしている。

新教育理念や3つのポリシーを制定するなど、さらに体制を強化し、学長、ALOを中心に積極的に活動を開始した。具体的活動を行っている当事者である各委員が、各科目毎の学習成果、学科の学習成果を念頭に入れ、その査定方法の策定に向け、学習成果委員会や自己点検・評価委員会で検討・議論している。

また、学内外に公表している学習の成果に関して、特に外部からの指摘や批評に対しては、謙虚に耳を傾け、改めるべきは真摯に受け止め、誠実に対応している。この点については、学内でも自由活発な議論が交わされ、改善に向けての協力体制が整っている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

学習成果についての学外の評価については、文書として保管してこなかった。

今後は、一定の外部評価組織を作り、定期的に意見を吸い上げ、文書化・公表し改善に繋げる。

【区分】

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

自己点検・評価委員会規程を平成 22 年 4 月 1 日に制定した。その後、学長を委員長とする自己点検・評価委員会（図 3 自己点検・評価の組織図）を設置し、委員 17 名を任命した。また、委員会のもとに作業部会として、教育理念・目標、教育、研究、図書、施設設備、FD、大学運営、管理運営の 8 部会を置き、教育をはじめとする管理運営までを全学的に自己点検・評価を行う体制を整備した。

平成 22 年度から自己点検・評価を実施した。初めての取り組みであり学外委員 2 名を含む委員 17 名が試行錯誤を続け、現状の把握、問題点に対する改善方策を取りまとめ、公表した。自己点検・評価に携わった各委員は、本務に加え自己点検・評価業務により多忙を極めたというのが実情である。しかし、その結果、諸課題・改善方策を認識できたことは非常に有意義であり、現在進めている新カリキュラムの策定にもその効果が活用されている。

平成 22 年度自己点検・評価報告書は、全教職員並びに理事・評議員に配付し、現状と課題について認識の共有を図った。また、本短期大学公式ホームページにおいても公表している。

平成 23 年度は、新学長を委員長とし、委員をほぼ全員の教職員である 21 名に増員し、自己点検・評価作業を進めている。第 1 回自己点検・評価結果改善方策に優先順位をつけて、改善に取り組んでいる。さらに、平成 24 年度に短期大学基準協会の第三者評価を受審するため、当該協会の評価基準に従って自己点検・評価を行った。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

自己点検・評価は、教職員全員が関わるものであり、周知を図る意味でも、自己点検業務が一部の教職員に偏ることがないように作業の分担を図り、日常的に自己点検・評価ができるしくみを構築する。

また、これまで以上に、自己点検・評価結果を積極的に学外に公表する。

基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項

教育目標を達成するために、正課教育のみならず、さまざまな教育活動を実践している。

具体的には、あいさつ、言葉づかい、身だしなみの指導から、授業科目の実習で使用した実習室や通学路の清掃なども行っている。

特にあいさつについては、学外の訪問者から、学生のあいさつが行き届いているという評価を得ている。このことは、建学の精神や教育理念と強く結びついたものであり、本短期大学の誇れる特徴のひとつである。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

該当なし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

基準Ⅱの自己点検・評価の概要を記述する

(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約

教育理念を基本として、適切な教育目標を掲げ、ディプロマポリシーに則り、明確な学位授与の方針を立てている。学習成果を定め、教育課程を円滑に実施するための教育プログラムや学生支援サービスなどの学習資源を用いている。

また、アドミッションポリシーにより、入学者受け入れ方針を明確に提示している。

入学した学生が学習成果を達成するために、教育資源を有効に活用し、学習アドバイザーを中心とした組織的かつ有効的な木目の細かい学生支援体制を整えている。科目毎の成績評価方法は、シラバスに掲載している。

ディプロマポリシー、アドミッションポリシーなどは、様々な形で学内外に表明している。入学前には、オープンキャンパスなどへの参加者を対象に、現在（高校における）の学習や短期大学入学後の学習について詳しく解説している。しかし、入学試験の段階で入学生を選抜することが難しい状況であり、入学者受け入れの方針と入学生の実像に一部乖離が見られる。

正式な時間の測定は実施できていないが、本短期大学教員が学習支援・生活支援などの学生指導に費やす時間は非常に多く、学生ひとりひとりに対して木目細やかな学習支援・生活支援ができていない。そのほとんどの負担が教員にかかっている。

その解決策として、平成24年度に組織編成が行われ、学生支援室の充実が図られた。現在、運用などを含めた対応について検討しており、教員に掛かる負担を少しでも減らすことができるようにしていく。また、学生支援の一環として、図書室の充実、定期的なカウンセリングが可能な臨床心理士を配置した健康管理室の設置など、学習成果の向上に役立っている。

(b) 基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画

教育目標を達成するために、教育課程を含む教育プログラムを常に見直し、問題点を速やかに解消し、より適切な学習環境を整える。

本学が求める学生をより多く入学させられるように広報戦略を展開する。

現状の学生が、学習成果を獲得できるよう、教育の質の向上を目指すために全学的に取り組む。

短期大学へ改組し、第2期生までの卒業生を医療機関や福祉施設に送り出した。卒業生を対象に学習成果が獲得できているかの調査なども実施していく。

[テーマ]

基準Ⅱ-A 教育課程

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

建学の精神や教育理念を踏まえたディプロマポリシーに基づいて、卒業に必要な単位および認定基準を定めている。これらの学位授与の方針や成績評定基準は、学修の手引きに明記するとともに、年度始めのガイダンスなどで詳細に説明している。

また、学科・専攻への教員配置は、教員資格・業績を基にした配置としている。

入学者の受け入れの方針は、建学の精神に基づく教育理念を掲げ、アドミッションポリシーとして教育目的、教育目標を明確にしている。

卒業までに必要な単位を修得し、学習成果を得られた学生は、ディプロマポリシーをクリアしたと見なされ、この時点で、短期大学士としての学位が授与されるが、国家試験に合格して、理学療法士・作業療法士として認定される必要がある。本学の高い国家試験合格率を堅持するための努力は継続して行わなければならない。

しかし、アドミッションポリシーに必ずしも該当しない学生を入学させざるを得ない状況でもあり、そうした学生に学習成果を修得させ、卒業・国家試験合格までをどのように指導するかが難題である。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

引き続き、アドミッションポリシーを学内外へ表明すると共に、入学者の質と学力の多様性に対応した教育プログラムを検討する。

ディプロマポリシーに掲げた常識ある医療人や慈愛の心を修得するための教育課程を編成する。

[区分]

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

教育目標・ディプロマポリシーに基づいて、卒業要件を満たした学生に卒業を認定すると同時に、短期大学士（理学療法学）、短期大学士（作業療法学）を授与している。

学生が質の高い能力を持った医療人として医療や福祉の現場で活躍できるよう、本方針に基づいた教育課程を体系的に編成するとともに、成績評価基準を明確に定めている。

学位授与の方針は学生に配付する学修の手引き、短期大学案内、公式ホームページに掲載して学内外に表明している。また、日常の教育の中で、機会がある毎に学生が目指すべき達成目標について指導している。

作業療法学専攻においては、国際的な基準である世界作業療法士連盟（World Federation of Occupational Therapists:WFOT）が定める作業療法士教育の最低基準の条件を満たしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

本学の学位授与の方針が、社会的に通用性があるかどうかの評価の方法を検討し、学位授与の方針を、柔軟に変更していく。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

学位授与の方針（卒業要件・成績評価の基準・資格取得の要件）は「学修の手引き」に明記している。授業科目の履修方法や成績の評価などは、履修規程に定め、質保証に向けて、厳格に成績判定している。

シラバスには、各科目の担当教員、授業方法、配当年次、単位数、開講期、必修区分、総時間、授業概要、到達目標、授業計画、使用テキスト、参考文献、成績評価方法などが明示されている。その内容や注意事項は年度始めのガイダンスや授業開始時に学生に丁寧に説明している。

教員配置に関しては、各専攻の教育課程を遂行するため、理学療法士9名、作業療法士8名を配置し、専門性に基づいた授業科目を担当している。また3名の医師を専任教員として配置し、基礎医学に関連する授業科目を担当している。しかし、教養基礎科目を担当する専任教員が1名であり、非常勤講師で対応している。

カリキュラムに関し、平成25年度改編に向けて、現在策定中である。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

学習成果の獲得を容易にするため、カリキュラム検討委員会によって、全体的に教育課程を見直す。国家試験受験資格取得に止まらない教育課程を構築することで、建学の精神や教育理念に見合った卒業生の輩出を目指す。

また、教養基礎科目に係る専任教員の配置を検討する。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

入学者受け入れの方針は、建学の精神に基づく教育理念を掲げ、教育目的、教育目標を定め、求める学生像を明示している。

アドミッションポリシーにおいて示している具体的な項目は以下のとおりである。

- ①医療人として社会の役に立てることを願う人。
- ②入学当初の熱い目的意識を持続し、意志を貫き通せる人。
- ③独善的でなく、周囲との協調性を重んじ、仲間意識を忘れない人。

入学者選抜に係わる方針は、本短期大学のアドミッションポリシーやカリキュラムポリシーに適応できる能力を有する人を選考基準としているが、本短期大学が求める学生像と入学者の実像が乖離する部分があることは否めない。

入学者選抜の方法については、推薦入学試験と一般入学試験に大別している。推薦入学試験に類するものとして、指定校推薦・一般推薦・自己推薦学力型の3区分、一般入学試験の類には、一般・大学生枠・センター試験利用・社会人の4区分を設けている。

このことは募集年度の入学試験案内において、入学試験区分ごとに受験資格およびその他詳細な受験内容を記載している。

なお、印刷物以外の本短期大学ホームページにも同様の主旨に基づく教育目的、教育目標を掲げ、募集要項の詳細とともに本短期大学の入学者受け入れの方針を明確に示している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

日本の少子高齢社会において、医学的リハビリテーションの専門教育を行う教育の現場（特に大学の学部）の増大により、受験者の質と学力にも多様化の傾向がみられる。

本短期大学においては、入学者受け入れの方針と入学生の実像が乖離しており、対策が必須である。教育理念や望ましい学生像、人材育成の基本的な考え方などについて、様々な機会を捉えて逐次情報発信し、本短期大学が求めるに相応しい入学者募集対策が必要である。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づいた国家試験受験資格取得に必要な教育課程を修めることで国家試験を受験するための最低基準の学習成果は達成可能である。現に、本短期大学は、国家試験合格率と就職率を誇ってきた。しかし、ディプロマポリシーに述べた「常識ある医療人や慈愛の心」の修得に関して、客観的な到達目標やその評価はまだ十分とは言えず、教員の主観的判断に左右されている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する

「常識ある医療人や慈愛の心」の修得に関して、難題ではあるが、学習成果に結びつくような客観的・具体的な評価方法を模索していく。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

新たに就職した学生を対象に、学内研修会を定期的に行い、指導している。

就職先や卒業生からのアンケートはまだ実施していない。よって、聴取した結果を点検に活用できていない。

卒業生が本短期大学専攻科へ入学した学生は皆無である。卒業生に聞いてみると、一旦は臨床現場へ出て、仕事が慣れてきたら、専攻科へ入りたいと述べている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

学科・専攻課程の教育課程の学習成果を把握するためには、卒業生の進路先からの評価は必要であり、今後、聴取内容や方法などを検討して実施し、結果を学習成果の検討に活用していく。

【テーマ】

基準Ⅱ-B 学生支援

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

学則や履修規程に定められた成績評価基準に従って評価された結果は、各専攻会議や教授会で随時報告され、全教員は、学生の学習成果の獲得状況を把握している。また、授業評価アンケートの結果を参考に、授業内容の見直し・改善に努めている。しかし、学生の予習時間を含めた学習時間が少ないことに対する改善策に、多くの教員が頭を痛めているのが実情である。

授業評価アンケートは全授業科目を対象にアンケート方式で実施し、その結果は授業評価レポートとして冊子にまとめて全教職員に配布するとともに、公式ホームページ上にも公開し、授業改善に役立てている。

授業・教育方法の改善はFD&SD活動を通しても行われている。学生支援に関わる部署や組織は次のとおりである。

学習アドバイザーが学年担当教員や科目担当教員などと協働して学習支援を行っている。組織として独立した学生支援室を設け、臨床心理士が学生や教職員のメンタル面の相談に応じている。

キャリア支援委員会を組織し、進路支援や就職活動に関する全般的な支援を行っている。

統括管理部職員も教員との密接な協働体制のもと学生支援に携わっている。

受験者に示す入学者受け入れ方針は、短期大学案内、学生募集要項、公式ホームページなどに記載している。偏った学生募集の方法ではなく、多様な学生の受入れが可能となるよう、入学試験時には、センター試験を除いて、面接試験を課している。

図書室には、必要と考えられる書籍を遅滞なく惜しみなく受け入れている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

学習成果の獲得に向け、毎年実施する授業評価アンケートにより経年的傾向や変化について分析を行い、積極的な活用を促す。

学生支援に関わる教職員・各担当者間のコミュニケーションを密にしながら、専門的知識や技術に止まらない学習成果の獲得について積極的に検討していく。

環境面ではバリアフリー化を充実させ、障害者にとってもより快適な学習環境になるよう計画的に整備する。

[区分]

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

学則、履修規定並びに各授業科目のシラバスに従って、条件を満たした学生にはその科目の単位を認定している。

各授業科目の成績評価、実習技能試験並びに国家試験の結果は各専攻会議・教授会にて逐一報告され、全教員が専門知識と技術修得という両面から学生の学習成果の獲得状況を把握している。

専門知識や技術の修得以外の資質、医療人として必要な素養など質的な学習成果については、学習アドバイザーを中心に担当学生の面談や教員間の情報交換によって把握している。

授業評価アンケートは、短期大学開学時より全授業科目を対象に学生によるアンケート方式で実施している。回答方法はマークシート方式による5段階評価と自由記載の2種類である。5段階評価は23項目の設問により行われ、授業の内容、授業の方法、授業担当者の教育姿勢、学生自身の授業態度の4大項目に分類している。各々の授業評価アンケートの結果は教員個々にフィードバックしている。各教員は、それを「授業評価レポート」としてとりまとめ、冊子として印刷している。「授業評価レポート」を全教職員に配布することで結果の自己分析や、他教員の結果や分析を参考にして、自らの授業改善に役立てている。また、公式ホームページ上にも公開している。非常勤講師が担当する授業科目については、授業評価アンケートは実施しているが、授業評価レポートの提出を求めているため、評価結果が授業に活用されているか否かは不明である。非常勤講師の契約更新時には、授業評価アンケートの結果も参考にしている。

複数の教員が担当するオムニバスによる授業科目については、担当者間で授業内容について確認し合ったうえで各教員の担当や役割を決めており、それを基に授業を実施している。しかし、授業評価を基にした分析が十分できていない。単独で担当している場合も、授業担当者間での意思の疎通・協力・調整を行っている。

授業・教育方法の改善は、FD活動を通しても行われており、平成20年度以降のFD&SD研修会の内容は備付資料Ⅱ-18のとおりである。また、本短期大学教員が研修会講師を務めることにより、自己啓発ともなっている。さらに学外のFD研修会にも出席して研鑽を勧めている。また、平成22年度は、近隣の医療系短期大学との合同FD研修会も開催し、学生状況や授業について活発な意見交換がなされた。平成24年度より、教員による授業参観を開始した。その結果を今後の授業改善に役立てる予定である。

学生個々に対しての履修および卒業に至る指導は、学習アドバイザー教員が担当学生に学習計画・方法についてアドバイスするなど個別に行っている。学習アドバイザーは、全教員が、学生を人数割で担当するものであり、すべての学年を網羅している。学習アドバイザーは、担当学生の学習成果達成状況を詳細に把握できる。学習が遅れがちな学生をいかに指導して卒業させるかは、教員としての学習アドバイザーの本領が発揮できる機会でもある。

事務職員としての統括管理部職員が、教員との密接な協働体制のもと業務を遂行している。本短期大学は小規模短期大学であり、統括管理部職員も学生の顔と名前を把握し、学

生個々と充分にコミュニケーションを図ることができる環境である。また、本短期大学の教育目的、目標の達成状況は、教職員連絡会、教授会議事録などを通して報告され、統括管理部職員にもすべての情報が伝達されている。

従来の統括管理部組織では、学習成果の獲得に向けた役割を十分に果たすことができる体制が構築できていなかったが、平成 24 年 4 月実施した法人全体の組織改編で、少ない人数で構成されている中で、キャリア支援課を中心に学生支援がより強力となるよう独立した組織を構築し、学生の学習成果の獲得に向けた取り組みを始めた。キャリア支援課では、入学から卒業・就職まで学生生活の全般を支えている。また、専任の図書室配置職員は、効果的な図書室利用によって学習成果を獲得できるよう様々なサービスを提供している。教育研究推進課は、授業環境整備、シラバス・時間割作成など効果的な教育実践に向けた支援や学生の履修登録に伴う支援を行っている。渉外課は、高等学校訪問や学生募集にとどまらず、入学前から学生個々を把握し、入学前教育の実施から卒業まであらゆる相談対応や声掛けなどの学生支援に努めている。管理運営課は、家庭の経済的理由により修学継続が困難な学生に対し、学納金の延納および分納などの対応によって学業継続を援助している。

さらに、学祭・体育祭および地域との交流事業など多くの行事に統括管理部職員が積極的に参加し、学生の学習成果の獲得に向けた役割を果たしている。

また、個々の部署、立場で役割を果たすことができるよう、専門性を高めるための部署への配置や異動、FD&SD 活動などを通じた能力開発に努めている。

本短期大学の施設設備として、学内 LAN を整備し、インターネットを利用できる環境にあり、教職員は授業や学校運営に活用している。平成 20 年度第 1 回の FD&SD 研修会以後、毎年コンピュータ関連のテーマを取り上げることで、コンピュータ利用技術の向上を図っている。平成 23 年度についてもコンピュータ利用技術に関する研修会を開催した。また、学生ホール、図書閲覧室、コンピュータ室に LAN ケーブルを設置しており、学生もインターネットへのアクセスを可能にしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

教員は、特に常識や素養を身につける必要のある学生について、現状を把握するだけでなく、その後の変化を把握する必要がある。知識・技術面の学習成果だけでなく、医療人になるための常識や素養についても専攻会議等によって状況の把握に努めている。

また、授業評価アンケート結果における経年的傾向や変化を調査・分析する。その結果を踏まえ、評価項目やシラバスなどの見直しを図る。

学生の授業態度改善に対しては、FD&SD 研修会でのテーマで取り上げたり、学外の研修会などにも積極的に参加するなど、全学的な課題と捉え改善策を検討する。非常勤講師においても授業評価アンケート結果の活用を図り、「授業評価レポート」の提出を求めている。

事務職員については、組織改革だけでなく、適正人数の配置が必要である。学習成果の獲得に向けて事務職員が果たす役割は大きいことを明確に認識して、積極的に活動できるしくみや意識改革に努める。また、事務職員の自己研鑽活動以外に学内外における SD の場や機会の充実を図る。

施設設備・技術としては、コンピュータの利用技術のみならず、セキュリティ技術の啓蒙を行っていく。また、学習成果の獲得のための e-learning などの導入も検討する。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する**

毎年度発行している学修の手引きにシラバスを掲載している、シラバスには、全授業科目の担当教員、授業方法、配当年次、単位数、開講期、必修区分、総時間、授業の概要、到達目標、授業計画、使用テキスト、参考文献、成績評価方法、修学上の注意点などを記載している。シラバスは、本短期大学のホームページ上でも公開している。

また、学修の手引きには、臨床実習に関する心得なども掲載している。その中には、臨床実習における心得や目的、到達目標とその達成のための方法が記載され、臨床実習前には学生と読み合わせをしている。

学生へのガイダンスとしては、入学時に、進級、カリキュラム、科目選択、科目履修などについて詳しく説明し、2年次、3年次の学生に対しても、年度開始時に履修登録、年間スケジュール、学習目標を説明し、学習の動機付けとしている。

月別と年表の2種類の年間講義日程表（備付資料Ⅱ-14）を年度初めに学生に配布している。月別日程表は、講義時間の変更などが生じた際に学生が当該日程表を修正して、講義日程を把握しやすく配慮している。

専任教員による学習アドバイザー制度を導入し、受け持ちの学生を担当している。学習アドバイザーは、アドバイザーゼミ（1/週）の開催、および個別面談を定期的、随時に行い、学習上の悩みをはじめ、大学生活を送る上での様々な相談にのっている。カウンセリングが必要な場合は、専任の臨床心理士にメンタルケアを受けさせている。さらに、基礎学力の向上が必要とされる学生に対しての学習支援を個別にも行っている。また、授業科目担当教員と学年担当教員、学習アドバイザーが協力し、学力が不足している学生に対して学力の補強を目的とした学力別クラスを編成し、生理学、解剖学、運動学などの補習を行っている。中でも、重要性の高い解剖学に関しては、解剖学補習の時間を特別に設けている。

優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援の制度は現在設けていないが、卒業に際して、理事長賞や学長賞などの褒賞で評価している。

学生に、教員が開催している研修会や勉強会への参加を促している。

これまで、留学生志願者はなく、留学生受入れの実績はない。留学についての制度は今のところ設けていないが、学習成果のひとつとしてグローバルな視点を見据えており、早急に海外大学との交流を図るべく活動を始める。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

学習の進度が遅い学生への対応で、教職員が、物理的・精神的に消耗しているため、優秀な学生に対する配慮や学習支援が追いついていない。このジレンマをいかに解決するかは、常に議論的となっている。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する**

学習アドバイザー制度を設け、一人一人の学生に対して担当教員が個別に指導できる体制を整備している。学習アドバイザーは週に1回、学習アドバイザーゼミを開催するほか、必要に応じて個別指導を行い、学生の意見や要望を聞き、一方で学習困難者に対しての学習支援を行っている。また、学生支援室を設け、学生の学習支援、生活相談などを受け入れる多角的な学生支援体制をとっている。

学生主体の自治会、学祭や体育祭・クラブ・同好会活動などにも教職員が学生の自主性を重んじながら、バランスよく支援している。

キャンパスアメニティについては、学生が自由に利用する学生ホールや自治会室、クラブ活動の部室などを設けている。食堂、売店などは設置していないが、昼食は外部業者に依頼し、学生は格安で弁当を購入することができる。

遠隔地出身者のための寮などについては設置していないが、信頼できる賃貸住宅仲介業者を紹介している。

本短期大学は公共交通機関の最寄り駅から近く、通学には非常に便利な環境になっているため、通学のための便宜は特に図っていない。

学生に対する経済的支援としては、学外の奨学金制度の利用を促し、経済的事由で問題がある場合などは、学納金の支払い方法などを個別で相談する体制を行っている。独自の制度として、入学試験優秀者に対して入学金を免除する一般奨学生制度や、成績優秀者の中で家計状況を勘案して学納金の一部を免除する特待生制度、また、貸与奨学金制度も設けている。

メンタルヘルスを含めた健康管理については、年に1回の健康診断を実施、結果を学生へ通知し、また必要に応じて保健指導を行っている。学内での応急処置は医療資格を持った医師職員が対応し、必要に応じて医療機関への受診を促している。メンタルヘルスケアは、学生支援室において希望に応じて臨床心理士がカウンセリングを行っている。

毎年、学生満足度調査を実施して、学生の意見や要望を知り、学生生活の改善に役立てている。

社会人学生、留学生に関する特別な制度は設けていない。障害者が利用できるように、スロープや専用トイレは一部整備しているが十分とは言えない。現在のところ、留学生や生活上支援が必要な障害を持つ学生は在籍していない。また、長期履修制度は設けていない。

また、学生のボランティア活動については、地域の清掃や高齢者・小児の集会での支援があるが、教職員とともに共同参画している。

なお、学生の社会的活動に対して、教育課程の中で実施しているものについては、単位修得に繋がっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

学生の問題は多様であり、経済的困難者も増加傾向にある。適切な対応のための組織強化と対策が必要である。

ボランティア活動や地域貢献に係わる活動、自治会活動、クラブ活動など、学生の社会的活動について、社会人としての素養や医療人としての資質は学習成果の一つであるので、評価方法の検討が必要である。

バリアフリー化を充実させ、障害者にとってより快適な学校環境を形成していく。また、グローバル化に伴い留学生を受け入れる体制を整備していく。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

教授会の下にキャリア支援委員会を組織し、学生個々の就職活動に対するきめ細かい支援を行っている。

就職指導室を城南キャンパス内に設け、求人票などの閲覧ができるように整備している。また、城北キャンパス付属図書室においても簡易な求人情報を閲覧できる。

就職指導室に常駐職員は配置していないが、キャリア支援委員会委員もしくは学習アドバイザー教員によって就職指導を行っている。

キャリア支援委員会は就職に役立つ資格（具体的には、障害者スポーツ指導員・BLS：一次救命処置(Basic Life Support)などである）の取得支援や、各学生への求人情報配信から学生の就職活動状況の把握、面接練習や履歴書の書き方などの就職試験対策を行っている。さらに、学習アドバイザーが学生と密に関わり、学生個人の動向を把握し必要な指導を行っている。

就職活動中は見学施設の概要、対応内容などをまとめた「就職活動報告書（見学用）」、就職試験受験時には試験内容などをまとめた「就職活動報告書（受験用）」の提出を学生に義務付けている。それらは、情報としてまとめられ、次年度の就職活動支援に活用している。

進学・留学に対する具体的な支援体制は整っていないが、進学に代わるものとして専攻科を位置付けている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

就職活動が早期化傾向にあるため、それに合わせた就職対策や就職活動報告書をデータベース化し、統計データとしてまとめ情報を蓄積していく。

卒業生の就職率は100%を誇ってはいるが、気を緩めることなく、引き続きキャリア支援委員会を中心に就職支援を行っていく。

また、進学や留学についての支援体制を検討する。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

受験者に示す入学者受け入れの方針は、本短期大学案内、募集要項、公式ホームページなどにその詳細を明確に記載している。

大学案内には、建学の精神、教育理念は無論のこと、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーを掲載することで、本短期大学が求める資質や能力を具体的に示している。

これらに基づいて募集要項では、受験者に対する具体的な入学者選抜の方針を、各入学試験区分別に明示している。募集定員、受験資格条件、出願方法、出願期間、試験日、試験時間、試験内容、合格発表などを一覧表にして、一目で分かるように記載している。

入学者の選抜方法については、学長を委員長とする入学試験委員会を組織し、入学試験実施運営に係わる諸問題の解決、および入学試験の可否判定を、公正かつ厳正に実施している。

統括管理部には広報担当の部署が組織され、学生募集のための広報企画、高校訪問などの対外活動、志願者からの問合せ対応やオープンキャンパスの企画・実施、大学ホームページに関すること、入学試験に関する調査統計、情報分析など幅広く広報業務を行っている。

このほか入試事務関連では、願書の受付から選抜結果通知、および入学手続き、奨学金手続きなどについて案内している。

また、入学後の授業や学生生活を支援する入学前スクールや入学後のガイダンスを利用して、入学者に対する学習・大学生活のためのオリエンテーションを行っている。入学前スクールでは、履修に関する説明、奨学金制度などについて説明している。ガイダンスでは、教職員紹介、履修登録の説明、学修の手引きの読み合わせとともに、施設設備の案内や利用方法を説明している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

近年の入学相談の傾向は、受験生本人だけではなく保護者からの相談も増加し、その内容も入試関連以外に学納金などの経済的支援に関する事項も多くみられる。よって保護者も含めた対応方法や回答内容など、より木目細かな広報に努める必要がある。

入学者に対するオリエンテーションは、大学生活の始まりに際し重要なポジションである。その後の学生生活への影響も大きいため、より効果的な実施内容、方法の改善に取り組む。

基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項

本短期大学では学習アドバイザー制度を導入している。

専任教員に全学生を割り振り、入学時から卒業まで個別指導を行うしくみであり、学生ひとりひとりの能力や性格に合った指導を行うことが可能である。学生は、学習アドバイザーに、学習以外の生活面についても相談しており、内容によって、臨床心理士に相談することも可能であり、学生指導についての組織的な取り組みができている。

卒業生の卒業に際しての感想として、教員と学生の距離が近いことを挙げている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

該当なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

基準Ⅲの自己点検・評価の概要を記述する

(a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約

教育目標を達成するための教育資源の中で、特に人的資源については、理事長・学長の責任体制にとどまらず、教職員一人一人が使命感をもって職務を遂行している。小規模大学の強みによって、経営者と教職員の協力体制が確立されている。個々の教職員による資質向上に向けた取り組みに加え、組織としての人材育成に向けた取り組みも積極的に進めている。

物的資源に関しては、法令などに定められた校地・校舎設置基準を遵守するとともに、教育研究に必要な刺激機器や反応機器などの教具を計画的に導入している。

学生の安全確保については、危機管理委員会のもと危機管理規程に基づいて、防災関係をはじめとする総合的な危機管理に努めている。

短期大学開設当初から学生定員割れなどの理由による財的資源の不足、経営環境の厳しい状況が続いている。現在、教育成果の実現に向けた全学的な取り組みなどによる経営改善を目指している。

(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画

大学運営を安定化するため教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用する。教職員が経営指標を把握することは学生指導の向上・充実に繋がるものであり、月1回開催される教職員連絡会において経営状況を説明している。

外部資金獲得も積極的に目指していく。特に、平成24年度は法人の30周年事業として、新施設設立に向けた寄附金募集の促進に取り組む。

新事業の推進により、教育目標達成とともに財政の健全化を図り、強靱な経営体質を目指す。

教育内容の充実を図るため、教職員の資質、教育能力、専門的能力を向上することができ人事管理、組織的なFD&SDを推進する。

教育環境など物的資源の充実について、計画的な教具などの購入と保守点検に努める。また、法人の将来像を明瞭に示し、経営情報を正確に反映した計画的な施設整備を進める。

[テーマ]

基準Ⅲ-A 人的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

個人調査票に記載のとおり、教育理念・教育目的を具現化するために必要な教職員を採用している。また、平成24年度には新たに専任教員を3名採用し、新カリキュラムの作成など教育の充実を図っている。

教職員ひとりひとりがPDCAサイクルによって教育を実践しているかどうかの検証は行っていないが、研修制度などを活用して個々の資質向上、教育能力、専門的能力向上に努めている。積極的なFD&SD活動も推進し、ひとりひとりの能力を組織力として結集している。

また、平成24年度から実施している学長による教職員の個別面談は、個々の意欲を引き出し、行動を起こさせる機会となっている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

教育力を高めるために、教職員は不断の自己研鑽を通して、自らの資質・能力を向上させる。そのために、教育研究成果を推進できる組織作りや人事管理、施設設備の整備、各種規程などを整備する。

また、PDCAサイクルに則った教職員個々の評価システムを構築する。

【区分】

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

本短期大学の教員組織は、教育目標並びに教育課程編成・実施の方針に基づいて編成している。理学療法士・作業療法士を養成するために、医師3名、理学療法士9名、作業療法士9名、その他1名、計22名の専任教員を配置している。非常勤講師は、医師3名、理学療法士1名、作業療法士3名、その他義肢装具士、言語聴覚士、薬剤師、弁護士など計29名である。補助教員は配置していない。

短期大学設置基準に定める専任教員数9名を相当数上回る22名を擁している。

また、理学療法士作業療法士学校養成施設としての教育課程編成・実施の方針に従って、専任教員を配置している。

専任教員の職制は、教授8名、准教授1名、講師4名、助教9名で構成しており、職制に偏りがみられるが、専任教員の教育実績、研究業績などは短期大学設置基準の規定を満たしている。

専任教員の年齢構成は、61歳以上が5人(22.7%)、51歳から60歳までが1人(4.5%)、41歳から50歳までが7人(31.8%)、31歳から40歳までが8人(36.4%)、30歳以下が1人(4.5%)である。

教員の採用・昇任などの手続きは、本短期大学教員選考規程・教員選考基準など関連規定に基づいて適切に行っている。

表 28 専任教員の年齢構成（人）

平成 24 年 5 月 1 日現在

学科	61 歳以上	60～51 歳	50～41 歳	40～31 歳	30 歳以下	計
リハビリテーション学科	5	1	7	8	1	22

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

教員による研究などの諸活動を充実させるとともに、水準を高め職制の偏りを是正する。また、専門教育以外に従事する教員の採用を検討する。

年齢構成を是正する意味で、若い年齢層の教員採用を検討する。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

教育課程編成・実施に向けて、専任教員は自らの専門分野における最新の知見や研究を通して、学生の学習成果の獲得を向上させる必要がある。この精神は各教員に行き渡っている。

平成 22 年度までの 3 年間の教員の研究活動成果は表 29 のとおりであり、研究活動の内容は、公式ホームページ、愛知医療学院短期大学紀要において公開している。

上記に挙げた研究活動のうち、文部科学省科学研究費補助金を受けて行っているものは備付資料表Ⅲ-14 のとおりであり、その他、申請件数、採択件数、受け入れ金額についても同表にまとめた。

文部科学省科学研究費補助金の申請件数は少しずつ増えてきているもののその数はまだ少なく、また採択に至らないのが現状である。

研究活動に関する規程は、「愛知医療学院短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」「研究活動上の不正行為に関する規程」「倫理委員会規程」「動物実験規程」の 4 規程があり、海外留学・派遣・国際会議については平成 23 年度に「愛知医療学院短期大学国外・国内研修に関する規程」が制定された。いずれの規程も全教職員が必要時に閲覧できるように管理されている。

なお、専任教員の研究成果を発表する機会として、研究紀要を年 1 回発刊しており、平成 24 年 3 月に第 3 号を発刊した。また、個人研究費を活用し、学会等で活発に発表する等、研究成果を発表する機会を確保している。

研究を行う環境については、教授、准教授、講師には個別の研究室、助教、助手には共同研究室が当てられている。また、各専任教員には、週 1 回の研修日を割り当て、研究活動を行う時間が確保されている。

また、社会に貢献できる学生を育成することを目的とし、FD 委員会規程(備付資料Ⅳ-5)を作成し、FD 活動企画、学生による授業評価の活用、同僚による教授法評価、教育資源の利用法など、逐次委員会を招集し、審議し実施している。FD および拡大 FD&SD 委員会活動実績は備付資料Ⅳ-8 にまとめた。

さらに、両専攻長を含む専任教員数名と統括管理部教育研究推進課課長による教務委員会を構成し、学習成果の向上に向け月 2 回委員会を開催している。

表 29 平成 21～23 年度 専任教員の研究業績表

専攻名	氏名	職名	研究業績				国際的 活動の 有無	社会的 活動の 有無	備考
			著作 数	論文数	学会等 発表数	その他			
	舟橋啓臣	学長・教授			3	1		有	22.4～
理学療法学									
	木山喬博	教授		1	5				～23.3
	鳥居昭久	教授	1	10	13	4	有	有	
	宮津真寿美	准教授		3	28	1	有	有	
	加藤真弓	講師	1	6	9			有	
	勝水健吾	講師		2	6	1		有	～23.11
	林修司	講師		1	3				
	木村菜穂子	助教		2	5				
	荒谷幸次	助教		8	10	2	有	有	
	松村仁実	助教		1	5				
	野原早苗	助教		4	5	2		有	
作業療法学									
	万歳登茂子	教授	1	3	6	1		有	
	島田隆道	教授	1		5	4	有	有	
	原和子	教授	5	1	8	2	有	有	22.4～
	伊藤宗之	客員教授		1	1	1			
	加賀谷繁	准教授		5	2	1		有	
	水口和代	講師		3	3			有	
	加藤真夕美	講師		4	2			有	
	浦川聡	講師		2	1				～23.3
	横山剛	助教		5	7	2		有	
	山下英美	助教		3	3			有	
	岡田智子	助教		3	2			有	旧姓 酒井
	堀部恭代	助教		3	5	2		有	

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

文部科学省科学研究費補助金の採択件数を増やすため、申請数を増加させるだけでなく、採択されるポイントについて FD 委員会で講習会を開き、優れた計画書の起案を促す。

また、各教員に学会発表や論文執筆をノルマ化し、実績の向上を図る。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する**

組織規程により法人並びに短期大学統括管理部内の部門担当責任者を明確にしており、担当業務についても、各部門担当者の役割・責務を事務分掌規程において、明確にしている。各専任職員は担当業務遂行のため、知識の習得に努めており、各業務を支障なく遂行しており、各部門の担当者は事務をつかさどる専門的な職能を有しているものと評価している。また、学外での研修の機会があれば、法人本部長から参加を促すなど、職員の能力向上を推奨している。

事務職員が業務上拠り所としている事務関係諸規程は、業務遂行上不足なく整備されており、事務室、情報機器などハード面における環境も十分に整備されている。

防災対策に関しては、教員と職員から組織されている危機管理委員会において適宜対策を講じている。情報セキュリティについては、法人・短期大学ともに今のところ専任の担当部門が設置されておらず、検討中である。

短期大学を取り巻く厳しい状況の中で、さまざまな大学改革さらには経営改革に携わることができる人材育成を目標に掲げ、SD 委員会規程を整備している。SD 活動状況としては、FD との合同活動として主に教育に関する研修などを行っている。

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、毎月開催される専任職員会議における意見交換が業務の改善・効率化に繋がっている。

学習成果を向上させるための関連部署との連携については、小規模短期大学ならではの学生と教職員との距離の近さを生かして、速やかな連携態勢がとれている。ちなみに、担当の専任事務職員は、すべての学生の名前や学習成果の獲得状態を把握している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

事務関係諸規程に関して、人事異動による業務引継ぎの簡略化・業務の標準化など円滑な業務遂行のために、既存の規程に加えて職務権限規程並びに事務取扱マニュアルなどを整備する。

情報セキュリティに関しては、平成 24 年度に独立した部門を設置して具体的な対策を講じていく。

また、スタッフディベロップメントに特化した研修会を開催するなど、大学職員としての能力向上につなげていくことで、事務業務の改善だけでなく、教員の授業改善を支援する職員としての能力の開発、他大学との連携も視野に入れた活発な活動などに努める。

平成 24 年度には独立した学生支援室を設置したことで、この組織をさらに充実させ、学生サービスを推進していく。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

就業に関する諸規程は、学内サーバに保存されており、常時閲覧・印刷が可能である。諸規程のデータ保管先は、教職員にも周知されており、規程の変更時には、その都度説明会を開催している。

教職員の就業に関する諸規程に基づいて、出勤管理・休暇取得管理などの就業管理を行っている。職務の特性上、教員については時間的管理は行っていない。

学長が、教職員の個人面談を実施し、要望や個人的な悩みなどについても相談にのっている。教職員との意思疎通を図りながら、学長の方針を共有することで人事管理をスムーズに行えるよう工夫している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

職員の人事管理に関して、業務内容の多様化・複雑化による業務負担増・時間外勤務量の増加を解消するために、出勤管理だけではなく、退勤管理並びに休日勤務状況、有給休暇・代休取得状況などを把握する。その結果から、時間外勤務の原因が個人レベルで改善できることなのか、人材不足による組織的な問題であるのかを検証していく。

教員についても、体調不良を理由とした欠勤事例が複数あるため、就労環境などの調査を行うとともに、疾病予防を目的とした定期的な健康診断を義務化していく。

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

校地および校舎は設置基準の規程を充足している。しかし、学習成果を獲得できる環境が十分に整備されているとは言えない。授業科目によって城北キャンパス・城南キャンパスの2箇所の教育施設を使用して、教育活動を行っている。キャンパスが2箇所に別れていることによって校舎の管理・運営が煩雑となり、維持・管理の経費負担が重い。

城南キャンパスの古い施設設備は、順次修理や交換が必要となってきていることなどから、キャンパスマスタープランを策定し、施設計画の基本方針を定める必要がある。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

法人の中期計画に基づいた施設整備計画を定めて、平成24年度内にキャンパスマスタープランを策定する。

【区分】

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

表 20・表 21 のとおり、校舎敷地として、4,434.25 m²を有している。短期学設置基準に定められた面積である 2,400 m²を上回っている。また、校舎面積は、4,083.11 m²を有し、同設置基準値である 2,450 m²を上回っている。校舎は城北キャンパス、城南キャンパスの 2 箇所を設置しており、各キャンパス間の距離は徒歩 9 分程度である。

運動場、体育館（本短期大学では、体育室兼講堂）の面積は十分とは言えないが、必要に応じて、清須市の協力のもと公共施設を活用している。

城北キャンパスには、障害者用トイレ 3 室、各所のアプローチにはスロープおよび自動扉を設置している。エレベータを使用して移動できない教室があることや、城南キャンパスはバリアフリーに対応できていないなど、障がい者への対応が不十分である。

教室数は表 22 のとおりである。講義室 8 室のうち 5 室は、プロジェクターもしくはテレビモニターを据え付けており利用が集中している。実験実習室には、理学療法士・作業療法士国家資格養成施設としての要件を満たした機器や備品の他、教育研究活動の目的を達成するための機器や備品を設置している。

図書室は城北キャンパス 3 階と城南キャンパス 1 階に有している。蔵書検索などを行うための情報検索用 PC を各図書室に 3 台ずつ設置し、電子ジャーナルなどで取得した文献を無料で印刷できるプリンターも備えている。図書室蔵書検索はインターネット上に公開しており、学外からも検索が可能である。

図書室座席数は表 24 のとおりであり、平成 23 年度在校生 1 人当たり 0.2 席である。当日貸出（1 人につき 5 冊）制度を設け、図書室以外の場所でも閲覧可能にすることで、利用者に支障が出ないよう配慮している。また、一般貸出は 1 人につき 3 冊、2 週間までとなっている。

「愛知医療学院短期大学図書室資料収集・管理規程」に則り、図書委員会が中心となり資料の取得などを実施している。教員から要望のあった書籍や、書店が作成した新刊リストの中から購入する図書を図書委員会で検討し定期的に購入している。廃棄した図書は学生、教員の希望者にリサイクル本として無料提供している。

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他資料の蔵書は、表 24 のとおりである。リハビリテーション学科の主要分野である「社会科学」、「自然科学」の資料数が全蔵書数の約 8 割を占めている。また、教員が科目ごとに提示した参考図書を図書室に配架している。定期試験期間、臨床実習期間は貸出が集中する資料があるが、貸出統計データを基に国家試験対策問題集などの学生利用が多い資料は複本とし、利用に支障が出ないよう努めている。

図書室の所蔵スペースが限られており収納可能冊数に限度があるため、学術雑誌の電子ジャーナル化や他大学との相互利用などを実施し補完している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

運動場、体育館、図書室の面積拡大、構内のバリアフリー化は、他の講義室、実験実習室などを含めた校舎全体の今後の運用方針を踏まえ、中長期的な計画の中で検討する。

また、近年増加している電子媒体資料を図書室内および閲覧室内で視聴できるよう機器・設備の導入を計画中である。

新刊図書の紹介ができていないため、学内掲示やホームページに掲載するなど、順次対応していく予定である。

図書室の課題については、平成 23 年度に発足した図書委員会が中心となり、充実したサービスを提供できるよう検討を進める。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。**(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する**

「経理規程」、「固定資産および物品管理規程」、「施設使用規程」に基づいて、施設設備や物品を管理している。日常的な管理は、法人本部が担当している。固定資産管理は、固定資産台帳を作成し、平成 24 年より管理を行っている。しかし、専門学校愛知医療学院から転用された資産については、経年による標示票の剥がれ落ちなどがあり、資産と台帳との照合が困難なものがある。

火災・地震対策、防犯対策として、「危機管理規程」、「防火管理規程」に基づき、危機管理を行っている。各部屋に火元取締責任者を定めて管理を行うほか、自衛消防隊組織を編成し、消防隊長以下、各係分担を教職員に割り当てている。消防設備は、専門業者による定期点検を行っている。さらに、西春日井広域事務組合消防の指導の下、防災訓練を年 2 回実施している。城北キャンパス事務室に AED を設置し、全教職員が普通救命講習を受講している。また、地震対策のためのヘルメットを購入し、城北キャンパスの 3 ケ所に分けて整備している。

防犯対策として、警報セキュリティシステム、職員用通用口の IC カードによる開閉システムを導入している。学生ホールなどへの監視カメラ設置により、開学時間中は事務室にて常時、監視状態にある。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、各コンピュータにウイルス対策ソフトを導入している。学生用ネットワークはファイヤーウォールを経由してインターネットに接続しており、さらにレイヤ 3 スイッチを設置することで、語学学習室兼コンピュータ室、図書室、学生ホールの各回線を分岐させている。

省エネルギー・省資源対策として、各教室・トイレなどの出入口に、使用後は照明の電源を切るよう、掲示を行っている。空調は事務室で集中管理しており、適宜、職員が構内を巡回し、温度設定の見直しや未使用教室の電源を切るよう努めている。また、廊下などの不要な照明の蛍光灯は取り外すことで消費電力削減を図っている。

学内の内部資料の印刷には、コピー用紙の裏紙を使用するよう教職員に周知徹底している。

ゴミは各ゴミ箱に掲示をし、分別回収に努めている。現在、ペットボトルのフタを収集しており、エコキャップ運動に参加している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

適切な固定資産管理を行うため、全教職員に対して管理方法の周知徹底を図る。今後も定期的な棚卸を実施し適切に管理する。

施設設備の老朽化による不具合への対応については、定期点検を頻回に行い、計画的な修理対応に努める。

学内ネットワークについてはシステムの見直しを計画しており、セキュリティについてもより安全性の高いシステムを構築する。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

教育課程編成・実施の方針に基づき、専門教育に関連する教育資源を整備している。

また、情報技術などの向上・充実を目指した様々な取り組みを行っている。しかし、学生が学習成果を獲得するための技術的資源の整備が十分とは言えない。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

効果的な授業を行うため、また学習支援を充実させるために、必要な技術的資源と設備の充実を図る。そのために、中期的な技術的資源・設備整備計画を策定し、それに基づいた資金配分や必要な人材育成などを計画的に推進する。

【区分】

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

各講義室には表 30 のとおり、マイク設備、プロジェクター、DVD/VHS プレーヤー、スクリーン、モニターを設置している。多目的教室は実物投影機（OHC）も備えている。各機器の未設置教室については、可搬式のものを使用し対応している。また、実習および研究科目で使用する機器の紹介や取り扱いなどについて、必要に応じて学生に説明している。

学生に対しては、選択科目「情報処理」において、語学学習・コンピュータ室を利用し、様々な情報の処理方法について講義、実習を行っている。必須科目である「理学療法研究法」、「作業療法研究法」では、文献検索サイトなどを活用した情報収集方法について講義、実習を行っている。また、入学時には語学学習・コンピュータ室や図書室での利用に関するガイダンスをしている。

教職員に対しては、定期的開催される FD&SD 研修会にて、情報技術の向上に関するテーマを取り上げたり、新しい情報技術を導入した際には説明会を開催するなど、教職員の情報技術の向上に努めている。

各講義や実習、各教員の研究などに必要な物品や機器は、年に 1 回機器購入のためのヒヤリングを行い、その内容を教育機器選定委員会にて検討・決定し、ハードおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。

城北キャンパス、城南キャンパスともに学内 LAN を整備しており、全教職員が PC を 1 台ずつ保有し、授業や運営に活用している。教職員間の情報共有のため、ネットワークファイルサーバ、メールサーバを設定し、城北キャンパス、城南キャンパス間も学内 LAN を通じて通信が可能である。学内 LAN は、より利便性、安全性の高いものへの変更を計画している。平成 24 年度からはグループウェアを導入し、情報の共有化を図っている。

学生の学習支援のため、城北キャンパス学生ホールおよび閲覧室に学生用有線 LAN ケーブルを整備し、持込ノート PC と接続して、インターネットに接続可能な環境を整備している。さらに、語学学習・コンピュータ室には学生用 PC を 40 台設置しており、情報処理の授業利用時間以外は学生に開放している。さらに、教員用 PC1 台、OHC、VHS/DVD プレーヤー各 1 台およびプリンター 2 台を設置している。ヘッドホンを使用し、LL 教室としても利用することができる。また、教員側と学生側の双方向で情報、データの授受が可能な授業支援システム「Wingnet」を導入しており、「情報処理」、「教養演習」の授業で使っている。

各キャンパスの図書室には、PC を 3 台ずつ設置し、契約している文献検索サイトや外国雑誌の電子ジャーナルにアクセスし、文献のダウンロードを無料で行うことができる。これらのサイトには各教員の PC からアクセス可能な環境を整備している。

多くの教員が PC、OHC などを活用した授業を行っているが、利用状況は各教員間で様々であり、効果についての検証は行っていない。

表 30 講義室の機器整備状況

講義室名	プロジェクター	DVD/VHS	OHC	マイク設備	モニター	スクリーン
N21	○	○	×	○	×	○
大講義室	×	×	×	○	○	×
N33	○	○	×	○	○	○
多目的教室	○	○	○	○	○	○
N41	×	○	×	×	○	×
N42	○	○	×	○	○	○
S21	×	○	×	×	○	×
S31	×	○	×	×	○	×

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

各講義室の機器整備を計画的に進める。

学生の情報技術トレーニングの機会となっている「情報処理」は選択科目となっているため、一部の学生のみが受講しており、システムティックにトレーニングが行われていない。今後は「情報処理」を必修科目とすることも学習成果の検討の中で併せて議論する。

教員が情報技術を活用して、効果的な授業を行っているかどうかについては、授業評価などを利用し、全学的に検討する。

平成 24 年度の組織再編により、学内の技術的資源について統括して管理する部署および担当者を配置し、今後の計画的な維持・管理を図る。

[テーマ]

基準Ⅲ-D 財的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

財的資源の根拠となるのは学生数確保である。学生定員充足率は徐々に改善され、それに伴い資金収支、消費収支もわずかであるが改善されつつある。

しかし、作業療法学専攻については入学生確保に非常に苦慮しており、さらなる学生募集の強化が必要である。また、中途退学者防止に向けた取り組みは喫緊の課題である。

法人中期計画に基づく新規事業計画が策定され、平成25年度稼働に向けた準備が開始した。本計画の実現によって学生の学習成果向上の具体化を図り、財政の安定を目指していく。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

財政の安定を確保するために全学的な取り組みを強化する。毎月全職員を対象に財務状況を報告することで経営の課題と危機意識を共有し、教育活動を中心とした学生募集対策・中途退学者抑止対策にも取り組む。学科および専攻ごとの収支を明らかにすることで、常に危機意識を持ち、それを乗り越えていくための機会とする。

また、外部資金の獲得など学納金以外の資金の財源獲得に向けた戦略的活動を推進する。新事業計画である診療所およびデイケアセンター新設計画の実現に向けた準備を本格化させるとともに、本短期大学の将来構想について積極的に検討する。

〔区分〕

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

短期大学を開設した平成 20 年度以来、年度を経る毎に収支状況は良好になりつつある。

平成 22 年度までの消費収支支出超過の大きな理由は学生の定員割れにあったが、短期大学開設以降、年々定員充足率は上昇してきており、平成 23 年度決算においては、5 年ぶりに収入超過となった。

貸借対照表の健全性については、固定負債は無いが消費収支差額はマイナスが続いている。しかしながら、平成 23 年度は純資産が前年度よりも増加した。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係については、法人が設置している学校は短期大学 1 校のみであり、短期大学の財政状況は即ち本法人の財政状況を表している。

短期大学の存続を可能とする財政の維持に関しては、平成 22 年度決算以降、資金収支はプラスを維持している。

退職給与引当金を毎年度引き当ててはいるが、特定預金としての設定を行っていないので、他の引当金も含めて今後の法人の中期財務計画の中で適宜設定することとなっている。

資産運用に関しては、規程を整備の上、定期預金による安全な運用を実行している。

教育研究経費が帰属収入に占める割合は、平成 23 年度においても 25%を越えており、短期大学の教育研究目的を達成するために必要な経費が確保できている。

教育研究用の施設設備および学習資源（図書など）についての資金配分は、各部門からの要求を教育研究機器選定委員会にて検討の上予算を計上しており、適切であると考えている。

定員充足率については、直近 3 ヶ年において入学定員をほぼ充足させてきたことにより、平成 24 年度の定員充足率が 94.2%まで上昇したことを見れば、妥当な水準と判断する。

収容定員充足率に相応した財務体質の維持については、充足率が 100%には達していないものの、経年的に上昇してきており、財務の改善に繋がっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

収支改善に不可欠な「安定的な入学者数の確保・中途退学者の削減」をめざすことで、財政基盤の確立につなげる。また、人件費比率の抑制のために、中期的な人事計画を立案し実施していく。また、中期計画に基づいた固定資産取得に備えて、第二号基本金の計上を計画的に行っていく。

資産運用については、景気後退期のため、時宜をみて判断する。

施設設備・学習資源への資金配分については、施設の現状が修繕ではなく改良した方がよい状況なのかどうか、さらには経年劣化していく施設設備への資金配分が妥当なのかどうかについても調査を行う。

学生生徒等納付金収入への依存度が非常に高い短期大学の収支改善には、学生数の確保は言うまでもないが、定員充足率に相応した財務体質の維持に関して、科学研究費補助金や平成 23 年度より申請が可能となった私立大学等経常費補助金等の積極的な申請により、より多くの外部資金を獲得して収入を増加させ、十分な教育研究活動資金を確保していく。

また、法人としても、短期大学の永続経営のために平成 25 年度より収益事業を展開していく。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

将来にわたって安定した経営基盤を築くための基本的な姿勢としては、建学の精神と教育理念に基づき、保健・医療・福祉に関する研究と教育を通して、社会で力を発揮できる理学療法士・作業療法士を輩出し続けることである。教育目的を達成し存在価値を高めるために、平成 22 年 3 月の理事会において「学校法人佑愛学園中期計画」を策定し、中期的に取り組むべき課題を明らかにした。具体的には、教育のさらなる充実に加え、臨床実習施設の設置、こども園の設置、規模の拡大（新学科設立・4 年制大学への改組等）の 3 項目を掲げた。

これらの計画は、学長を中心に学科長、法人本部長その他職員をメンバーとする戦略会議によって、具体的な計画の策定が行われている。また、本学の強み・弱みなどの内部環境分析並びに SWOT 分析を行い、その結果を平成 22 年度 FD 研修会で説明した。また、年度計画や年度報告、中期計画などの経営情報を公開し、近年の学生数減少による経営状況悪化などの危機感を共有している。

平成 19 年度より、消費支出比率（消費支出／帰属収入）が 100%を超えており、赤字が年々累積している。これには、短期大学設置計画に基づく施設など整備計画の履行並びに開学時の入学定員未充足、退学者数増加が大きく影響している。

学生募集の状況は表 12 のとおりである。開学当初の平成 20～21 年度は入学定員数を満たすことができなかったが、平成 22～23 年度は入学定員数を充足した。平成 24 年度現在、総収容定員はまだ充足できていない。また、表 14 のとおり中途退学者が年々増加していることも問題である。すべてを学費に依存している本法人の運営において、財政に大きく影響しているが、学納金などの変更については検討していない。専攻毎の学生数に大きな差があり、入学定員の変更を検討したが、現状を維持することとし広報戦略に力を注いでいる。

教職員は、法人の将来計画および本短期大学の教育理念達成のため、主体的に関与できる人材を適材適所に配置している。また、教育の充実に図るため、さらには事務処理体制の充実強化を図るため、平成 24 年度に専任教職員 3 名および専任事務職員 2 名を新規採用した。

さらには、平成 24 年度に法人組織を改編し、それぞれの職務・職責を明確に示した。また、人件費の抑制対策として、平成 23 年度より職階級別の給与体系を導入し、年功給から職位給に改め給与体系を明確にした。

これらの対応は、中期計画の実現、教育目標の実現のため必要な人事計画である。

校舎が 2 カ所（城北キャンパス・城南キャンパス）に別れていることは、校舎間移動など効率が悪く、維持経費の負担も大きいと、将来計画的に設備を改善していく。

外部資金獲得については、積極的な働きかけをしてこなかった。平成 23 年度における帰属収入に対する外部資金の割合は、14.8%である。補助金や大口寄附金、さらには競争的資金の獲得に向けた取り組みが十分できていない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

財政上の安定のためには、確実に学生数を確保することや中途退学者の抑止によって、安定した学納金収入を確保する。経営改善のために、全教職員が危機管理を共有し、一体となって取り組むことでこの状況から脱却する。それによって、プラスのキャッシュフローを生み、確実に中期計画を実現させる。

今後のキャンパス計画については、校舎を1箇所にとめるなど将来の校舎利用計画について検討する。

外部資金の獲得など学納金以外の資金の財源の獲得について、積極的に取り組む。

基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項

基準Ⅰ・Ⅱに通じるが、小規模な本短期大学の強みを生かした学生支援を全学的に実施している。

今後さらに木目細やかな教育を行うために、平成 25 年度開設を目指し、臨床実習施設となるデイケアセンター設置を計画・準備中である。

また、平成 23 年度、城北キャンパスに隣接した土地を購入し、現在は実習用農地として、隣接する市立保育園との官学連携事業としてのさつまいも作りなどに利用するなど、学習環境の向上を図るべく努力をしている。

また、法人として、平成 24 年度からの第 2 号基本金組入や寄附金募集の計画・準備をはじめており、収入面での安定を目指す努力をしている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

該当なし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

基準Ⅳの自己点検・評価の概要を記述する

(a) 基準Ⅳの自己点検・評価の要約

理事長・学長の協力体制のもと、学校法人の運営にリーダーシップを適切に発揮し、法人業務、短期大学運営にあたっている。

理事会・評議員会は、寄附行為に基づいて適切に運営している。理事・評議員・監事からは積極的な意見が出されるなど、理事長を中心とした連携協力体制で業務を遂行している。

昨今の厳しい社会情勢や本学の状況を鑑みると、さらなる理事長や学長のリーダーシップとともに、個々の理事の責任や能力が問われる。本法人の将来について正確な判断ができる法人組織を充実する必要がある。

(b) 基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画

理事長がリーダーシップを発揮し安定した法人運営を行うために、法人組織を強化するとともに、個々の責任を遂行するための意識改革や体制を整備する。

法人の中期計画の推進に向け、ガバナンス機能の一層の強化を図る。諸規程に基づき、適切な法人運営、短期大学運営に努める。

[テーマ]

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

理事長は、学校法人の運営にリーダーシップを適切に発揮し、学校法人を代表して全ての業務を総理している。学長及び法人本部長から、短大業務運営・法人業務全般について現状報告を受け、適切に指揮している。特に法人の中長期計画の実現に向けた取り組みは、理事長のリーダーシップが顕著に現れている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

理事長がリーダーシップを発揮し安定した法人運営を行うために、法人組織を強化する。理事会機能の強化を図るとともに、評議員会の構成についても検討し、広く意見を聞き評価できる体制を整備する。

[区分]

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

理事長は、法人設立時からの理事であり、建学の精神の主旨を現在まで受け継ぎ、法人の発展に寄与してきた。法人の代表として、法人および短期大学の管理運営体制を整備し、その業務を総理している。様々な視点から適切にリーダーシップを発揮し、法人の運営にあたっている。

監事は、私立学校法および法人寄附行為に従って、本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査を行っている。理事長は監査の結果を受け、会計年度終了後2ヶ月以内に理事会の議決を経た決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、寄附行為に基づいて理事会を招集し、議長を務めている。学校法人の業務は、最高意思決定機関である理事会で審議され決定している。自己点検・評価委員会には、内部理事3名が委員として加わり、短期大学と理事会とが緊密に連携して第三者評価を受審できる体制を整備している。

また、理事会において、外部環境から関連法制、他大学の戦略など短期大学の運営や安定した大学運営に必要な情報にとどまらず、学内外の様々な情報を理事全員が共有している。

近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して鋭敏に、機動的に対応できる体制強化を行うため、私立学校法において、理事会制度、監事制度、評議員会制度、財務情報などの公開などが定められている。短期大学の運営に対し、法的な責任があることを理事会は認識しており、公共性を有する法人としての説明責任を果たすため、私立学校法に基づいて財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書などを公開している。また、学校法人運営および短期大学運営に必要な規程を整備している。各種規程は、適宜適切な見直しを行っている。

理事は、私立学校法第38条の規程に基づいて定めた寄附行為により、愛知医療学院短期大学学長、評議員から評議員会での決議で選任される3名、および学識経験者2名の計6名によって構成している。学内からは、学長、学科長および教授1名の計3名が選任されており、短期大学の管理運営状況が的確に把握され、法人の意思決定機関として適切に運営されている。さらに、外部理事によって広く社会からの意見が反映されている。

寄附行為第11条(役員の解任および退任)は、学校教育法第9条の規定を準用している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

安定した法人運営を行うために、更に理事会機能を強化する。法人のコンプライアンス、ガバナンスの向上、内部統制を図るため弁護士の理事への選任、また、地域に開かれた大学、教員の地域での活動などを目指し、地域住民を理事に選任することを検討する。また、評議員についても、広く外部からの意見を聞いて評価する体制を整備する。これらによって、法人の管理運営体制の強化を図る。

[テーマ]

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

学長は、建学の精神に則り教育理念を見直し、それに基づく教育研究を推進するなど、本短期大学の運営全般にリーダーシップを十分に発揮している。具体的な教育目標を学生・教職員と共有し、その実現のために様々な取り組みを実践している。また、学長個人面談を行うなど、自ら学生や教職員に積極的に働きかけることで、教育機能推進に向けての意識が大きく向上している。

学長は法人の理事としても、中長期計画の実現に向けた取り組みを積極的に推進するなど、短期大学の運営並びに法人運営の向上・充実に努めている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

今後も学長のリーダーシップのもと、教育理念並びに、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに基づく教育の充実に向けて、学習成果の評価や教育の質保証を図るなど積極的な協議を重ね、さらなる教育研究活動の向上・充実を目指す。

【区分】

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

学長は、本学就任前は医療の第一線で医師として、さらに研究者として活躍してきた。また、県立病院の院長に就任後は、病院管理運営の最高責任者として地域基幹病院の発展と充実に努めてきた。院長のリーダーシップにより、病院は大きな進化を遂げた。

これらの経験を通して、学長は短期大学の運営全般についてリーダーシップを発揮し、本短期大学を代表し、全ての業務を総理している。学長は、人格が高潔で学識に優れ、且つ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力、さらには経営能力、指導力をも有している。

学長は、建学の精神、教育理念とそれに基づく具体的な教育目標を学生や教職員と共有し、その実現のために様々な取り組みを実践している。自ら全ての運営に携わることで、現状を理解するとともに課題を整理し、改革に努めている。

学長は、本短期大学学長選考規程に基づき、学長候補者選考委員会より推薦された学長候補者について、理事会の決議を経て理事長が任命している。

学長は、学則第52条（教授会）に基づいて教授会を開催している。教授会規程に則り、教育研究の審議機関として、学長が召集し議題について説明・報告を行い、適切に審議を行っている。各種の議題については、全てアドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー、学習成果を意識して議論され、共通認識が図られている。教授会の審議内容は議事録として整備し、全職員に速やかに配信し、情報の共有を図っている。

学長・教授会の下に専攻会議を配置している。学生および教育に関する議題を中心に、各専攻内に関する事項について審議している。また、教育課程、授業時間割、授業評価などの教務に関する事項を教授会に上げるため、下に教務委員会を配置している。

その他、学習成果を獲得するため、倫理委員会、FD委員会、入学試験委員会、ハラスメント防止委員会などの委員会が配置され、それぞれの規程に基づいて各委員長のもと適切な運営が行われている。教職員は、各委員会の委員として大学運営に積極的に携わっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

本短期大学の厳しい状況を鑑み、学長のより一層のリーダーシップにより改革を実践し、教授会を通して、教務機能の充実に取り組む。

[テーマ]

基準Ⅳ-C ガバナンス

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約

本法人が健全かつ適切に機能するため、必要な規程によって、各業務・各種手続きを明確にしている。また、業務運用を見直し、内部統制を強化している。

監事は、理事会における意思決定をチェックし、適法・適正に業務執行が行われるように監督している。また、監査の結果を監査報告書として取りまとめ、理事会および評議員会へ提出している。

評議員会は、諮問機関として活発な議論が行われ、法人・短期大学運営などに対して有意義な指導・助言をしている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

法人の将来計画に基づいた毎年度の事業計画・予算の作成、適正な執行など更なるガバナンス機能の強化を図る。諸規程に基づいた適切な法人運営、短期大学運営に努める。

[区分]

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

本法人寄附行為に基づき、監事2名を置いている。1名は企業・社会福祉法人での監事を兼務しており、監事の業務に対する十分な能力を有している。他1名は、企業の取締役として当該企業の発展に多大な功績を上げ、退任後も社会福祉法人の評議員などに就任しており、多角的な視点で監査を実施できる能力を有している。

監事は、私立学校法第37条および本法人監事監査規程に基づき、学校法人業務および財産の状況について監査している。期末監査時のみでなく、期首・期中監査時においても、公認会計士と連携のもと、監査を有効に実施している。監査の結果は、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会および評議員会に提出している。

また、監事は理事会・評議員会には必ず出席し、意見を述べるとともに会議における意思決定を確認している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

理事機能の強化と併せて、監事機能の強化を図る。監事が法人の意思決定を正しく評価し、適正に業務執行ができる体制を整備する。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

評議員会は、寄附行為に基づく諮問機関として、理事の定数6名の2倍を超える13名の評議員をもって組織している。

私立学校法第42条に基づいて、理事長は、理事会の前にあらかじめ評議員会の意見を聞いている。定例的に評議員会を年2回開催している。理事長は、3月には、次年度の事業計画・予算について諮問、5月には、前年度の事業報告・決算報告をしている。その他必要な項目については、随時評議員会を開催している。

評議員会では、法人運営や教育について活発な意見が出されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

評議員会の構成が、旧体のままであり、社会の急激な変動に対応するためにも、これまで以上に広く外部からの意見を求めることができる構成に改める。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する

学校法人および短期大学は、中期計画に基づいた毎年度の事業計画に従って、各部門の予算要求を調整するなどの予算編成業務を行い、理事会・評議員会を経て予算を決定している。また、決定した事業計画と予算については、速やかに教職員全員に向けての予算説明会を開催し、関係部門への指示を行っている。

年度予算の執行にあたっては、その時点で真に執行を要するものか否かの検討とともに、予算執行状況の確認のため、予算執行何にて理事長までの決裁承認を受けた上で適正に執行している。

日常的な出納業務は、経理規程に従い、担当職員他によるダブルチェック体制で円滑に実施のうえ、経理責任者である法人本部長を経て理事長に報告している。

公認会計士2名による期中・期末の監査により、計算書類、財産目録などは、学校法人の経営状況および財政状態を適正に表示している。また、公認会計士の監査意見に対して迅速に対処することで、会計処理上の問題点などが解消されている。

資産および資金の管理・運用は、経理規程、固定資産および物品管理規程に従い、適切な会計処理に基づいて、台帳・出納帳などに記録し、安全かつ適正に管理している。

学校債・寄附金に関して、現在までは学校債の発行は行っておらず、寄附金についても積極的な募集は行っていない。

月次試算表は、定期的に作成の上、経理責任者である法人本部長を経て理事長に報告している。

情報の公開に関しては、平成23年4月1日より学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、短期大学のホームページにおいて教育情報の公表並びに財務情報を公開しており、社会に対して説明責任を果たしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する

今後も、法人の将来計画に基づいた毎年度の事業計画・予算を作成し、適正に執行していくために、更なるガバナンス機能の強化を図る。

基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項

該当なし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

該当なし。

選択的評価基準

1. 教養教育の取り組みについて

基準（1）教養教育の目的・目標を定めている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

専門的技能・知識の修得に加えて、「人間力アップ」をスローガンに掲げ、建学の精神、教育理念を基盤に、障害を有する人々の心と身体の支えとなれる人材の育成を目指している。この方針に従って、教育課程に沿った教育と並行して、独自の教養教育への取り組みを行っている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

修業年限3年という短い年限の中で、学生は正規の教育課程の修得とともに様々な教育プログラムをこなしていかなければならず、時間的なゆとりが担保できていない。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

現在実施している新カリキュラム編成において、学習成果を獲得しやすく且つ時間的なゆとりが担保できる教育課程・教育プログラムを構築する。

基準（2）教養教育の内容と実施体制が確立している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

教養教育の一環として実践している内容は、以下のとおりである。

① ボランティアを活用した教養演習

教育課程における「地域理学療法学実習」、「地域作業療法学実習」、「障害者スポーツ演習」において、ボランティア実習を課している。

また、病院や福祉関連施設などからの各種イベントのインストラクターとして参加依頼を受けて、教職員とともに学生も一緒に活動している。

障害者スポーツ団体（フライングディスク協会）や名古屋市障害者スポーツ大会、東海障害者水泳大会などの公的な競技会を中心に、障害者スポーツ団体主催のイベントや競技会、清須市における障害者スポーツ団体の練習会などでも、学生と教員が積極的に活動している。

日本障害者スポーツ協会認定初級障害者スポーツ指導員資格取得ができる教育課程を展開しており、単位習得目的にもなっている。重度障害者ヘルパー資格を取得し、障害者の自立支援のボランティアをしている学生もいる。

上記以外に、病院や福祉施設から、様々なイベントに対するボランティアの依頼が多く寄せられており、多くの学生が自主的に参加している。

これらの活動は、単位修得にとどまらず、コミュニケーションスキルやリスク管理の習得など、学習成果の向上に繋がっている。

② 官学連携事業

教育課程における「地域理学療法学実習」、「発達障害作業治療学実習」において、官学連携事業を取り入れている。

清須市健康福祉部子育て支援課の協力のもと、隣接する市立保育園との連携事業を行っている。学生は、異世代の子どもとの交流を通して、対人関係の難しさを改めて体験し自身について考え、対人スキルを向上する機会となっている。

また、清須市が企画する高齢者介護予防事業（らく楽運動教室）へ参加している。体力テスト、運動方法、サポート方法、指導方法を習得する機会となっている。

これらの事業に、学生自ら実習内容を計画・立案・実践することを通して、理学療法士・作業療法士としての治療計画の立案に繋がる機会となっている。さらには、子どもや高齢者の身体的側面や心理的側面を理解することができ、介入者が与える影響を考察できることに繋がっている。

③ 学外清掃

年間を通して月1回、本短期大学と最寄り駅（JR 清洲駅）の間の通学路、および城北・城南キャンパス間のゴミ拾い清掃を、教員とともにやっている。

学生自身が日程の調整、グループ分け、担当教員への報告などを通して主体的に行動する力を養う機会となっている。

④ 学生自治会

学生自治会は学生による選挙によって選ばれた自治会執行委員会を中心に活動している。この執行委員会には顧問として担当教員が加わり、ファシリテーターとしての役割を果たしている。学生の主体性や独自の発想能力を育むために、ともに議論し、自治会行事としての体育祭、学祭の運営をサポートしている。

⑤ クラブ活動・サークル活動

学生のクラブ活動やサークル活動として、女子野球部、男女バスケットボールサークル、映画サークルなどがある。総学生数が200余名の中で、女子野球部に約30名をはじめ全体の30%程の学生がクラブ、サークル活動に参加している。これらのクラブ、サークル活動に教職員が積極的に関わっている。例えば女子野球部の活動では、単なるスポーツ活動にとどまらず、専門としている理学療法もしくは作業療法に関わる事項をクラブ活動にも反映させることにより、単なる課外活動にとどまらない教養教育の一環としての位置付けを確立している。

⑥ その他の教養教育

日常の学生生活の中でも、挨拶の実践などの礼儀作法、報告、連絡、相談、といった対人関係を良好にするための素養の修得を目指し、教職員全体で学生に声をかけ、日常習慣の中で実践できる環境を整備している。

人間教育は形の有る科目だけではなく、日常の習慣からなされるものであるという発想から実践されているものである。このことが、臨床場面においても反映され、専門分野の学習を円滑にすることに繋がっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教育課程の中での教養課程以外で実施されている様々な取り組みについて、教員が関わることが多く時間的な負担が大きい。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

様々な取り組みについて、一部の教員に偏ることなく、組織的且つ体系的に実施する。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

① 学習成果の獲得

ボランティアを活用した教養演習および官学連携事業については、態度、グループワーク、レポートなどの提出物によって学習成果を確認している。

② 教職員の積極的な関わり

すべての取り組みについて教職員が積極的に関わり、情報提供、安全管理、指導などを行っている。

③ スケジュールの配慮

さまざまな活動を行うためのスケジュールを予め年間スケジュールに組み込んで、活動ができるように配慮している。

④ オリエンテーションの実施

活動前にはガイダンスを実施し、目的やリスクについて説明するとともに、報告・連絡・相談の徹底についても説明している。

⑤ 費用の負担

学生自治会活動に必要な経費の一部を本短期大学から支出している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

基準2で示した内容を、学生が意欲的に実施しているのか、学生のニーズに合っているのかの測定・評価ができていない。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

教育課程以外の取り組みについての調査を実施、内容や方法についてを検討する。

基準（4）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

上記で説明した、ボランティアを活用した教養演習および官学連携事業については、学生による授業評価アンケートを実施しており、その結果を踏まえて内容を充実させている。学外清掃などは、学生の教養教育として評価できる内容であるかどうかの調査を行っていない。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

時間的ゆとりがない中で、学外清掃などを実施する目的が学習の成果の一つと捉えていることを学生に十分説明が行われ、それに向かった取り組みとなっているかのアセスメントが整備できていない。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

実施している内容を分析・査定する具体的な手法を確立する。

2. 職業教育の取り組みについて

様々な機会を設け、理学療法士・作業療法士が果たす役割についてわかりやすく説明し、後期中等教育との接続を図ることに努めている。

また、新卒業生のための卒後教育として「新卒者研修コース」を実施し、社会（特に医療・福祉の現場）との円滑な接続を図っている。

基準（1）短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

本短期大学では、人格形成のための教養教育とともに、卒業後を明確に見据えた職業教育を提供しており、教育課程すべてが職業教育であるとも言える。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

目的・目標が明確であるが故の厳しい側面がある。理学療法士・作業療法士国家試験受験資格を得るための単位修得であり、教育課程においては臨床実習が課される。従って、目的が達成できなければ、留年もしくは退学せざるを得ない状況となる。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

入学時の目的や目標を明確にし、入学当初の熱い目的意識を持続し、意思を貫き通せる学生を選抜して入学させられる戦略を実行する。

基準（2）職業教育と後期中等教育との円滑な接続を行っている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

高等学校内で開催されるガイダンスに積極的に参加し、職業について説明している。また、現在は1 高等学校のみであるが、リハビリテーションを実際に体験するという高等学校の企画（キャンパス巡り）に協力し、毎年高校生を受け入れている。これらの機会を利用して、医療関連職種からリハビリテーションに関わる仕事、また、医療人として必要な素養などについて詳しく説明している。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

機会ある毎にアンケート調査を実施している。アンケート調査の結果、よく理解できたとの結果を得ている。しかし、キャンパス巡りへの参加高校が少ないため、説明できる機会が十分ではない。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

今後も、様々な方法で短期大学としての職業教育およびリハビリテーションの啓蒙に努める。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本短期大学では、実践的な職業教育に止まることなく、医療人として、また社会人として幅広い教養を習得するとともに豊かな人間性を身につけた人材の育成に取り組んでいる。

広い視野を持った職業人を育むことを目的に、平成 23 年度からの試みとして、1 年次における接遇研修や、医療職以外の社会人による「社会人とは」をテーマにした講話の実施など多様な職業教育を提供している。

教育課程では、1 年次から臨床実習（見学実習）を課している。臨床実習前には、ガイダンスを実施し、一般的な心得から臨床実習の目的まで十分に説明している。特に 1 年次の臨床実習は、これ以降の専門的な学習を効果的に行うための早期の実習（見学）であるが、この段階でうまく適合できない学生が少なくないという実情がある。

また、キャリア支援委員会を中心とした全学的な就職支援も実施している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果の獲得状況に則った教育プログラムの評価が喫緊の課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

教育プログラムを検証・評価し、問題点を改める。多様な学生気質を考慮し、実習で挫折することがないように、学内に臨床実習施設となる医療機関を設置する。

基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

卒業生を対象とした新卒者研修コースは、本短期大学教員が中心となって同窓会と協力して計画・立案および実施している。備付資料Ⅳ-11 のとおり、毎年度 4 月～9 月の半年間のうちに 8 回開催している。講師は本学教員や卒業生、臨床現場の医師などであり、臨床に役立つ知識や考え方、技術を中心とした内容を提供している。主な講師は本学教員、臨床経験年数の長い卒業生が中心であるが、卒業後数年の卒業生にも依頼している。日々の臨床の振り返りと同時に、知識を整理し後輩に伝えることは、自己の能力を高めることにも繋がると考えている。

本コースは、在学中に学んだ内容を再確認するという意味でもリカレントの場になっていると言える。平成 22 年度に第 1 期生 13 人を対象に、全 8 回実施した。延べ 44 人、平均 5.9 人の参加であった。併せて、専門学校既卒者が参加し、延べ 29 人、平均 4.1 人であっ

た。本コースは新卒生を主な対象としているが、仕事の都合などで参加できないことなどを考慮して、卒業後2～3年目までも対象としているため、専門学校の卒業生も一緒に受講した。全8回の3分の2以上の出席をした者には修了証を発行している。

平成23年度の研修コース全課程終了後にアンケート調査を実施した結果（回答者4人）は、開催時期、回数、曜日、時間は4人ともに良いという回答であった。講義と実技の時間配分については、もう少し実技を多くして欲しいという意見があった。回答者数は全体の3分の1であったが概ね良いという結果が得られた。毎年アンケート調査の結果を踏まえ内容の検討を行っている。

本コースへの理解と新卒者の参加の機会を促すために、就職先の施設長並びに所属長宛に文書を送付し案内通知している。新卒者からは、「職場の方からは本コースへ参加できるよう配慮してもらっている」「他校の卒業生も一緒に受けたいと言っている」との声があり、また職場の上司から一緒に参加できないかなどの問い合わせもあることから、本取組みは職場から好評を得ているものと考えられる。

上記以外に、本短期大学では、専攻科リハビリテーション科学専攻を設置し、生涯教育並びにリカレントの場として門戸を開いている。本専攻科は、土・日曜日に開講することで、働きながら学ぶことができる環境を提供している。本専攻科では、正課生以外に科目等履修生を受け入れている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

新卒者研修コースだけでなく、生涯にわたる学習や研究を支援するためにも参加者を多く募る工夫をする。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

現在のプログラムを実施し2年が経過したので、次回の研修コースで受講者の反応やアンケートの結果によって内容を再検討する。

基準（5）職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

各教員に確保されている週1回の研修日を利用して、研究活動や実務経験を通して資質向上に努めている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

研修日の使用方法は個々の教員に任されており、その内容が評価されていない。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

研修日の活動内容について調査し、評価する。

基準（6）職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

新卒者研修コースは、今のところ参加者が少なく、その効果を評価するには不十分である。しかし、継続は力なりの言葉通り、これからも実行していく。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

新卒者研修コースへの参加者が少ない。生涯学習の機会が少ない。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

参加者を増員する工夫が必要で、時間的制約もあるため、生涯学習を兼ねる形式のものに進化させる。

3. 地域貢献の取り組みについて

地元清須市のみならず、近隣の名古屋市・愛知県・その他様々な形で地域貢献に関わる活動を行っている。

基準（1）地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している

（a）自己点検・評価を基に現状を記載する。

年2回、5月と11月に様々なテーマで市民公開講座を実施している。11月の公開講座は、本短期大学祭と同時開催としており、本短期大学での取り組みを市民に広く公表する場ともなっている。

平成23年度は、6月に「認知症に負けない生活」（講師：本学講師、参加者13名）、11月に「こわーい脳卒中…あなたならどうする？」（講師：本学教授、参加者26名）の2回実施し、地元清須市の高齢者やその家族を中心とした参加があった。

また、清須市が開催している寿大学（高齢者生涯学習事業）への講師の派遣（2月：「転ばぬ先の体力」講師：本学教授、参加者80名）や、障害者や高齢者を対象とした清須市ボッチャ教室の開催（8月、講師：本短期大学助教、参加者約20名）などを実施している。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

公開講座は定着してきたが、参加者がなかなか増えない。参加者のアンケートでは、役に立ったとの意見が圧倒的に多いが、複数回の参加者が多く、広く参加者を集めることができていない。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

広く参加者を求めるための方法を検討する。他に、テーマが地域住民のニーズに合っているかどうか調査する。

基準（2）地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

①高齢者介護予防事業（らく楽運動教室）

選択的評価基準「1. 教養教育の取り組みについて」において記載したが、清須市との連携事業として、高齢者介護予防事業（らく楽運動教室）を年間24回以上実施している。清須市の高齢福祉事業として、地域の高齢者を対象とした健康づくり運動教室として実施しているものである。毎回20～30名の参加者があり、市内各地域で開催され、地域住民の健康増進、介護予防に貢献している。また、この教室は、正規の課程科目のひとつである地域理学療法学の内容に位置づけて、本学学生が毎回10名程度参加し、学生教育の一環としての役割を併せ持っている。

正規の教室の他に、本教室を受講した人が集まって地域で行う教室 OB 会活動（自主的健康づくり運動クラブ）に繋がっている。OB 会活動への参加者を対象に、参加者が健康維持・増進が図られているかについて調べるために、年 1 回体力測定を行っている。

②職員派遣

清須市における介護保険認定審査会委員（3 名派遣）、障害者自立支援審査会委員（1 名派遣）、児童館運営委員（1 名派遣）などに教員を派遣している。

④ その他

公的なイベント以外では、毎月 1 回、学校周辺および通学路における地域清掃活動を学校挙げて行っている。主に、道路のゴミや吸い殻などの回収を行っている。また、積雪時には、周辺地域の早朝除雪活動も実施している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

限られた時間の中で行っている。これらの活動が、行政や地域住民にどのように評価されているのかの測定がなされていない。また、行政の支援体制が不十分である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

行政との協議の中で、活動に対する評価をまとめ査定する。各種教室参加者（地域住民）の活動に対する反応や評価をアンケート調査などで査定する。

基準（3）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

地域に根差した短期大学を目指し、地域貢献に関する様々な活動を実施していることが、本学の特徴のひとつである。地域貢献とともに、地域が求める人材育成にも大変有意義となっている。

①ボランティア活動について

選択的評価基準「1. 教養教育の取り組みについて」においても触れたが、名古屋市障害者スポーツセンターや関係障害者スポーツ団体主催のイベント、競技会におけるボランティアスタッフとして、教員、学生が参加をしている。

名古屋市障害者スポーツ大会や東海障害者水泳大会などの公的な競技会や様々な障害者スポーツ団体の練習会などにも積極的に参加している。障害者スポーツに関しては、学生が初級障害者スポーツ指導員資格を取得できる教育課程を構築したことにより、より積極的に参加する体制を確立している。

重度障害者ヘルパーの資格を取得し、障害者の自立支援の手助けをしている学生もいる。その他、病院や福祉施設から、様々なイベントに対するボランティアの依頼が多く寄せられている。学生には掲示板を使用したり教員から直接情報提供を行い、多くの学生が自主的に参加している。海外でのボランティア活動に参加する学生もいる。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

自主的なボランティア活動を支援する体制が整備されていない。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

教職員に対するボランティア休暇の設定や、学生のボランティア活動の正規授業科目への単位認定などを検討する。

また、地域のニーズに合わせたリハビリテーション施設の設置について準備中である。リハビリテーション医療の提供に加え、地域住民を対象とした公開講座、リハビリテーション教室などの開催を計画している。

今後も積極的な社会貢献・地域貢献に努めていく。

愛知医療学院短期大学

平成 24 年度 自己点検・評価報告書

発行日 平成 25 年 3 月
編 集 愛知医療学院短期大学自己点検・評価委員会
発 行 愛知医療学院短期大学
〒452-0931 愛知県清須市一場 519
TEL 052-409-3311 FAX 052-400-6413
URL <http://yuai.ac.jp>